

# ～ お 知 ら せ ～

令和元年 7 月 1 日

## 平成 30 年度山口県設計標準歩掛表の一部改訂について

このことについて、下記のとおり改訂しましたのでお知らせします。

### 記

#### 1 適用基準日

令和元年 7 月 1 日以降、入札公告又は指名通知する工事に適用します。

ただし、条件付一般競争入札（事前審査方式）で入札参加者から見積を徴収する場合は、令和元年 7 月 1 日以降、入札参加資格審査結果を通知するものに適用する。

#### 2 主な改訂内容

一般共通編 第VI編 土木工事標準単価・市場単価

#### 3 歩掛表の閲覧

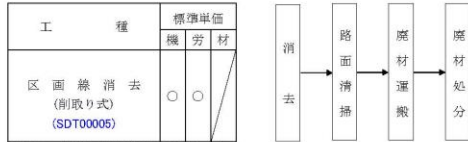
各土木建築事務所（山口支所及び美祢支所を含む）及び刊行物センター（山口県庁内）で閲覧することができます。

#### 4 公表開始日

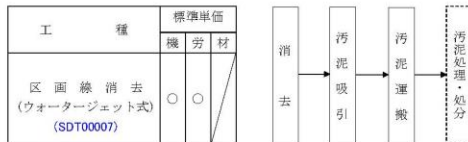
令和元年 7 月 1 日

改訂（新）

現行（旧）



- (注) 1. 単価には雑器具の費用を含む。  
 2. 交通誘導警備員を必要とする場合は、別途計上する。  
 3. 消去後のパーナー仕上げ及び黒ペイント塗りは含まない。  
 4. 消去後に発生した削りかす及び廃材等の処分費を含む。  
 5. 排水性舗装には適用しない。



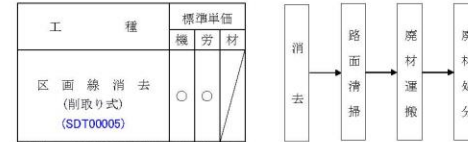
- (注) 1. 交通誘導警備員を必要とする場合は、別途計上する。  
 2. 消去後に発生した汚泥の処理・処分費は別途計上する。

2-2 標準単価の規格・仕様  
 区画線工の標準単価の規格・仕様、日当たり標準施工量は、下表のとおりである。

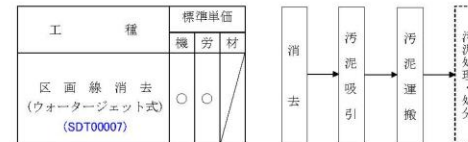
表2.1 区画線設置(溶融式・手動)

規格・仕様	単位	日当たり標準施工量				
		供用区間	排水性舗装 供用区間	未供用区間	排水性舗装 未供用区間	
実線	15cm	m	1,000	950	1,100	1,050
	20cm	m	925	879	1,020	967
	30cm	m	625	594	688	653
	45cm	m	550	523	605	575
破線	15cm	m	900	855	990	941
	20cm	m	825	784	908	862
	30cm	m	550	523	605	575
	45cm	m	500	475	550	523
ゼブラ	15cm	m	850	808	935	888
	20cm	m	775	736	853	810
	30cm	m	525	499	578	549
	45cm	m	450	428	495	470
矢印・記号・文字	15cm換算	m	400	380	440	418

- (注) 1. 塗布厚は1.5mm、1.0mmとする。  
 2. 緑色は白色又は黄色とする。  
 3. 破線は塗布延長とする。



- (注) 1. 単価には雑器具の費用を含む。  
 2. 交通誘導警備員を必要とする場合は、別途計上する。  
 3. 消去後のパーナー仕上げ及び黒ペイント塗りは含まない。  
 4. 消去後に発生した削りかす及び廃材等の処分費を含む。  
 5. 排水性舗装には適用しない。



- (注) 1. 交通誘導警備員を必要とする場合は、別途計上する。  
 2. 消去後に発生した汚泥の処理・処分費は別途計上する。

2-2 標準単価の規格・仕様  
 区画線工の標準単価の規格・仕様、日当たり標準施工量は、下表のとおりである。

表2.1 区画線設置(溶融式・手動)

規格・仕様	単位	日当たり標準施工量				
		供用区間	排水性舗装 供用区間	未供用区間	排水性舗装 未供用区間	
実線	15cm	m	1,000	950	1,100	1,050
	20cm	m	925	879	1,020	967
	30cm	m	625	594	688	653
	45cm	m	550	523	605	575
破線	15cm	m	900	855	990	941
	20cm	m	825	784	908	862
	30cm	m	550	523	605	575
	45cm	m	500	475	550	523
ゼブラ	15cm	m	850	808	935	888
	20cm	m	775	736	853	810
	30cm	m	525	499	578	549
	45cm	m	450	428	495	470
矢印・記号・文字	15cm換算	m	400	380	440	418

- (注) 1. 塗布厚は1.5mm以下とする。  
 2. 緑色は白色又は黄色とする。  
 3. 破線は塗布延長とする。

P.2  
VI-1-①-2

第VI編  
土木工事標準  
単価・市場単  
価

第1章  
土木工事標準  
単価

①区画線工

	改訂（新）	現行（旧）																
<p>P. 4 VI-1-①-4</p> <p>第VI編 土木工事標準 単価・市場単 価</p> <p>第1章 土木工事標準 単価</p> <p>①区画線工</p>	<p>2-4 直接工事費の算出 直接工事費＝設計単価（注1）×設計数量＋材料費（注2） （注1）設計単価＝標準単価（機械・労務）×（K<sub>1</sub>×K<sub>2</sub>） （注2）材料費＝主材料単価×使用数量×（1＋材料諸雑費率） ※主材料は塗料、ガラスビーズ、プライマー、燃料である。 ※材料諸雑費は、プロパンガス、希釈剤等の費用であり、材料諸雑費率は以下のとおりとする。 溶融式：0.05 ペイント式：0.03</p> <p>&lt;施工規模が日当たり標準施工量に満たない場合&gt; 1) 1日未満で完了する場合（施工規模が日当たり標準施工量に満たない場合）は、「第1編第12章1日未満で完了する作業の積算」に準ずることとする。区画線工、高視認性区画線工において同一作業員の作業となる場合は一連の作業と判定し、同一作業員の作業でない場合はそれぞれで判定する。 区画線消去（ウォータージェット式）に関しては、他規格と一連の作業とは考えずに判定する。 2) 表層の完了待ちなどの工程調整により、1日当たりの実施工量が日当たり標準施工量に満たない場合については、1日当たりの実施工量で「1日未満で完了する作業の積算」に該当するかどうかを判定する。 3) 区画線消去（ウォータージェット式）で、施工規模が日当たり標準施工量に満たない場合は、実施工量にかかわらず、日当たり標準施工量を実施した場合の金額を計上する。</p> <p>3. 適用にあたっての留意事項 標準単価の適用にあたっては、以下の点に留意すること。 (1) 区画線設置作業における供用区間及び未供用区間の取扱いは、下表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="414 837 1030 981"> <caption>表3.1 施工場所区分</caption> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>工 事 種 別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">供 用 区 間</td> <td>維持修繕工事：維持修繕工事に伴う区画線工事</td> </tr> <tr> <td>現道拡幅工事等：現道拡幅工事に伴う区画線工事</td> </tr> <tr> <td>交通安全工事(1種)：交差点改良、停車帯等の交通安全工事(1種)に伴う区画線工事 交通安全工事(2種)：現道の区画線の補修工事</td> </tr> <tr> <td>未 供 用 区 間</td> <td>バイパス工事等：バイパス新設など未供用区間の区画線工事</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 仮区画線を施工する場合、区画線工と規格・仕様と同じであれば、適用出来る。 (3) 歩道部、駐車場に区画線を設置する場合、区画線工と規格・仕様と同じであれば、適用出来る。 (4) コンクリート舗装に区画線を設置する場合、区画線工と規格・仕様と同じであれば、適用出来る。 (5) 区画線工における横断歩道、停止線等はゼブラを適用する。 (6) 溶融式（手動）の矢印・文字・記号における「所要材料換算長」とは、重複施工する部分を平均20%と見込み、これを施工実延長に加えた値で、換算長の算出は次式による。 所要材料換算長(m)＝設計数量（塗布面積(m<sup>2</sup>))÷0.15×1.20（重複施工ロス分） ただし、構成する線幅が10cm未満の場合は適用出来ない。 (7) 区画線設置のうち、減速・速度抑制等を目的とした破線（平行四辺形）は矢印・記号・文字を適用する。 (8) 水性型ペイント式については、気温5℃以上、湿度85%未満での施工を標準とする。また、新設舗装上に施工する場合は、養生期間を経て、路面上の水分、軽質油成分が消滅した後での施工を標準とする。</p> <p>4. 施工コード SDT00001 区画線設置(溶融式) SDT00003 区画線設置(ペイント式) SDT00005 区画線設置(削取り式) SDT00007 区画線設置(ウォータージェット式)</p> <p>VI-1-①-4 4</p>	区 分	工 事 種 別	供 用 区 間	維持修繕工事：維持修繕工事に伴う区画線工事	現道拡幅工事等：現道拡幅工事に伴う区画線工事	交通安全工事(1種)：交差点改良、停車帯等の交通安全工事(1種)に伴う区画線工事 交通安全工事(2種)：現道の区画線の補修工事	未 供 用 区 間	バイパス工事等：バイパス新設など未供用区間の区画線工事	<p>2-4 直接工事費の算出 直接工事費＝設計単価（注1）×設計数量＋材料費（注2） （注1）設計単価＝標準単価（機械・労務）×（K<sub>1</sub>×K<sub>2</sub>） （注2）材料費＝主材料単価×使用数量×（1＋材料諸雑費率） ※主材料は塗料、ガラスビーズ、プライマー、燃料である。 ※材料諸雑費は、プロパンガス、希釈剤等の費用であり、材料諸雑費率は以下のとおりとする。 溶融式：0.05 ペイント式：0.03</p> <p>&lt;施工規模が日当たり標準施工量に満たない場合&gt; 1) 1日未満で完了する場合（施工規模が日当たり標準施工量に満たない場合）は、「第1編第12章1日未満で完了する作業の積算」に準ずることとする。溶融式・手動、ペイント式・車載式、区画線消去（削取り式）については、一連の作業として判定する。区画線消去（ウォータージェット式）に関しては、他規格と一連の作業とは考えずに判定する。 2) ペイント式（車載式）で、表層の完了待ちなどの工程調整により、1日当たりの実施工量が日当たり標準施工量に満たない場合については、1日当たりの実施工量で判定する。 3) 区画線消去（ウォータージェット式）で、施工規模が日当たり標準施工量に満たない場合は、実施工量にかかわらず、日当たり標準施工量を実施した場合の金額を計上する。</p> <p>3. 適用にあたっての留意事項 標準単価の適用にあたっては、以下の点に留意すること。 (1) 区画線設置作業における供用区間及び未供用区間の取扱いは、下表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1388 837 2004 981"> <caption>表3.1 施工場所区分</caption> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>工 事 種 別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">供 用 区 間</td> <td>維持修繕工事：維持修繕工事に伴う区画線工事</td> </tr> <tr> <td>現道拡幅工事等：現道拡幅工事に伴う区画線工事</td> </tr> <tr> <td>交通安全工事(1種)：交差点改良、停車帯等の交通安全工事(1種)に伴う区画線工事 交通安全工事(2種)：現道の区画線の補修工事</td> </tr> <tr> <td>未 供 用 区 間</td> <td>バイパス工事等：バイパス新設など未供用区間の区画線工事</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 仮区画線を施工する場合、区画線工と規格・仕様と同じであれば、適用出来る。 (3) 歩道部、駐車場に区画線を設置する場合、区画線工と規格・仕様と同じであれば、適用出来る。 (4) コンクリート舗装に区画線を設置する場合、区画線工と規格・仕様と同じであれば、適用出来る。 (5) 溶融式（手動）における横断歩道はゼブラを適用する。 (6) 溶融式（手動）の矢印・文字・記号における「所要材料換算長」とは、重複施工する部分を平均20%と見込み、これを施工実延長に加えた値で、換算長の算出は次式による。 所要材料換算長(m)＝設計数量（塗布面積(m<sup>2</sup>))÷0.15×1.20（重複施工ロス分） ただし、構成する線幅が10cm未満の場合は適用出来ない。 (7) 区画線設置のうち、減速・速度抑制等を目的とした破線（平行四辺形）は矢印・記号・文字を適用する。 (8) 水性型ペイント式については、気温5℃以上、湿度85%未満での施工を標準とする。また、新設舗装上に施工する場合は、養生期間を経て、路面上の水分、軽質油成分が消滅した後での施工を標準とする。</p> <p>4. 施工コード SDT00001 区画線設置(溶融式) SDT00003 区画線設置(ペイント式) SDT00005 区画線設置(削取り式) SDT00007 区画線設置(ウォータージェット式)</p> <p>VI-1-①-4 4</p>	区 分	工 事 種 別	供 用 区 間	維持修繕工事：維持修繕工事に伴う区画線工事	現道拡幅工事等：現道拡幅工事に伴う区画線工事	交通安全工事(1種)：交差点改良、停車帯等の交通安全工事(1種)に伴う区画線工事 交通安全工事(2種)：現道の区画線の補修工事	未 供 用 区 間	バイパス工事等：バイパス新設など未供用区間の区画線工事
区 分	工 事 種 別																	
供 用 区 間	維持修繕工事：維持修繕工事に伴う区画線工事																	
	現道拡幅工事等：現道拡幅工事に伴う区画線工事																	
	交通安全工事(1種)：交差点改良、停車帯等の交通安全工事(1種)に伴う区画線工事 交通安全工事(2種)：現道の区画線の補修工事																	
未 供 用 区 間	バイパス工事等：バイパス新設など未供用区間の区画線工事																	
区 分	工 事 種 別																	
供 用 区 間	維持修繕工事：維持修繕工事に伴う区画線工事																	
	現道拡幅工事等：現道拡幅工事に伴う区画線工事																	
	交通安全工事(1種)：交差点改良、停車帯等の交通安全工事(1種)に伴う区画線工事 交通安全工事(2種)：現道の区画線の補修工事																	
未 供 用 区 間	バイパス工事等：バイパス新設など未供用区間の区画線工事																	

	改訂（新）	現行（旧）																																																																																																																								
P. 7 VI-1-②-2  第VI編 土木工事標準 単価・市場単 価  第1章 土木工事標準 単価  ②高視認性区画 線工	<p><b>表2. 2 高視認性区画線設置(非リブ式・溶融式)</b></p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">規格・仕様</th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="2">日当たり標準施工量</th> </tr> <tr> <th>供用区間</th> <th>未供用区間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">実線</td> <td>15cm m</td> <td>750</td> <td>825</td> </tr> <tr> <td>20cm m</td> <td>650</td> <td>715</td> </tr> <tr> <td>30cm m</td> <td>500</td> <td>550</td> </tr> <tr> <td>45cm m</td> <td>425</td> <td>468</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">ゼブラ</td> <td>15cm m</td> <td>650</td> <td>715</td> </tr> <tr> <td>20cm m</td> <td>550</td> <td>605</td> </tr> <tr> <td>30cm m</td> <td>400</td> <td>440</td> </tr> <tr> <td>45cm m</td> <td>350</td> <td>385</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 緑色は白色又は黄色とする。</p> <p><b>表2. 3 高視認性区画線消去</b></p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>規格・仕様</th> <th>単位</th> <th>日当たり標準施工量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高視認性区画線消去(削取り式)</td> <td>15cm 換算 m</td> <td>300</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 貼付式には適用出来ない。</p> <p>2-3 補正係数 (1) 補正係数の適用基準</p> <p><b>表2. 4 補正係数の適用基準</b></p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">規格・仕様</th> <th colspan="2">適用基準</th> <th>記号</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補正係数</td> <td>未供用区間に施工する場合</td> <td colspan="2">未供用区間において施工する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。</td> <td>K<sub>1</sub></td> <td>対象数量</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 補正係数の数値</p> <p><b>表2. 5 補正係数の数値</b></p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">記号</th> <th colspan="2">高視認性区画線設置</th> </tr> <tr> <th>リブ式(溶融式)</th> <th>非リブ式(溶融式)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補正係数 未供用区間に施工する場合</td> <td>K<sub>1</sub></td> <td>0.91</td> <td>0.91</td> </tr> </tbody> </table> <p>2-4 直接工事費の算出                      直接工事費=設計単価(注1)×設計数量+材料費(注2)                      (注1) 設計単価=標準単価(機械・労務)×(K<sub>1</sub>)                      (注2) 材料費=主材料単価×使用数量×(1+材料諸雑費率)                      ※主材料は塗料、ガラスビーズ、プライマー、燃料である。                      ※材料諸雑費は、プロパンガス等の費用であり、材料諸雑費率は以下のとおりとする。                      リブ式・非リブ式：0.02                      &lt;施工規模が日当たり標準施工量に満たない場合&gt;                      1) 1日未満で完了する場合(施工規模が日当たり標準施工量に満たない場合)は、「第I編第12章1日未満で完了する作業の積算」に準ずることとする。区画線工、高視認性区画線設置において同一作業員の作業となる場合は一連の作業と判定し、同一作業員の作業でない場合はそれぞれで判定する。区画線消去(ウォータージェット式)に関しては、他規格と一連の作業とは考えずに判定する。                      2) 表層の完了待ちなどの工程調整により、1日当たりの実施工量が日当たり標準施工量に満たない場合については、1日当たりの実施工量で「1日未満で完了する作業の積算」に該当するかどうかを判定する。</p>	規格・仕様	単位	日当たり標準施工量		供用区間	未供用区間	実線	15cm m	750	825	20cm m	650	715	30cm m	500	550	45cm m	425	468	ゼブラ	15cm m	650	715	20cm m	550	605	30cm m	400	440	45cm m	350	385	規格・仕様	単位	日当たり標準施工量	高視認性区画線消去(削取り式)	15cm 換算 m	300	規格・仕様		適用基準		記号	備考	補正係数	未供用区間に施工する場合	未供用区間において施工する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。		K <sub>1</sub>	対象数量	区分	記号	高視認性区画線設置		リブ式(溶融式)	非リブ式(溶融式)	補正係数 未供用区間に施工する場合	K <sub>1</sub>	0.91	0.91	<p><b>表2. 2 高視認性区画線設置(非リブ式・溶融式)</b></p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">規格・仕様</th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="2">日当たり標準施工量</th> </tr> <tr> <th>供用区間</th> <th>未供用区間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">実線</td> <td>15cm m</td> <td>750</td> <td>825</td> </tr> <tr> <td>20cm m</td> <td>650</td> <td>715</td> </tr> <tr> <td>30cm m</td> <td>500</td> <td>550</td> </tr> <tr> <td>45cm m</td> <td>425</td> <td>468</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">ゼブラ</td> <td>15cm m</td> <td>650</td> <td>715</td> </tr> <tr> <td>20cm m</td> <td>550</td> <td>605</td> </tr> <tr> <td>30cm m</td> <td>400</td> <td>440</td> </tr> <tr> <td>45cm m</td> <td>350</td> <td>385</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 緑色は白色又は黄色とする。</p> <p><b>表2. 3 高視認性区画線消去</b></p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>規格・仕様</th> <th>単位</th> <th>日当たり標準施工量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高視認性区画線消去(削取り式)</td> <td>15cm 換算 m</td> <td>300</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 貼付式には適用出来ない。</p> <p>2-3 補正係数 (1) 補正係数の適用基準</p> <p><b>表2. 4 補正係数の適用基準</b></p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">規格・仕様</th> <th colspan="2">適用基準</th> <th>記号</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補正係数</td> <td>未供用区間に施工する場合</td> <td colspan="2">未供用区間において施工する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。</td> <td>K<sub>1</sub></td> <td>対象数量</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 補正係数の数値</p> <p><b>表2. 5 補正係数の数値</b></p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">記号</th> <th colspan="2">高視認性区画線設置</th> </tr> <tr> <th>リブ式(溶融式)</th> <th>非リブ式(溶融式)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補正係数 未供用区間に施工する場合</td> <td>K<sub>1</sub></td> <td>0.91</td> <td>0.91</td> </tr> </tbody> </table> <p>2-4 直接工事費の算出                      直接工事費=設計単価(注1)×設計数量+材料費(注2)                      (注1) 設計単価=標準単価(機械・労務)×(K<sub>1</sub>)                      (注2) 材料費=主材料単価×使用数量×(1+材料諸雑費率)                      ※主材料は塗料、ガラスビーズ、プライマー、燃料である。                      ※材料諸雑費は、プロパンガス等の費用であり、材料諸雑費率は以下のとおりとする。                      リブ式・非リブ式：0.02                      &lt;施工規模が日当たり標準施工量に満たない場合&gt;                      1日未満で完了する場合(施工規模が日当たり標準施工量に満たない場合)は、「第I編第12章1日未満で完了する作業の積算」に準ずることとする。高視認性区画線設置、高視認性区画線消去(削取り式)については、一連の作業として判定する。</p>	規格・仕様	単位	日当たり標準施工量		供用区間	未供用区間	実線	15cm m	750	825	20cm m	650	715	30cm m	500	550	45cm m	425	468	ゼブラ	15cm m	650	715	20cm m	550	605	30cm m	400	440	45cm m	350	385	規格・仕様	単位	日当たり標準施工量	高視認性区画線消去(削取り式)	15cm 換算 m	300	規格・仕様		適用基準		記号	備考	補正係数	未供用区間に施工する場合	未供用区間において施工する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。		K <sub>1</sub>	対象数量	区分	記号	高視認性区画線設置		リブ式(溶融式)	非リブ式(溶融式)	補正係数 未供用区間に施工する場合	K <sub>1</sub>	0.91	0.91
	規格・仕様			単位	日当たり標準施工量																																																																																																																					
		供用区間	未供用区間																																																																																																																							
	実線	15cm m	750	825																																																																																																																						
		20cm m	650	715																																																																																																																						
		30cm m	500	550																																																																																																																						
		45cm m	425	468																																																																																																																						
	ゼブラ	15cm m	650	715																																																																																																																						
		20cm m	550	605																																																																																																																						
		30cm m	400	440																																																																																																																						
45cm m		350	385																																																																																																																							
規格・仕様	単位	日当たり標準施工量																																																																																																																								
高視認性区画線消去(削取り式)	15cm 換算 m	300																																																																																																																								
規格・仕様		適用基準		記号	備考																																																																																																																					
補正係数	未供用区間に施工する場合	未供用区間において施工する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。		K <sub>1</sub>	対象数量																																																																																																																					
区分	記号	高視認性区画線設置																																																																																																																								
		リブ式(溶融式)	非リブ式(溶融式)																																																																																																																							
補正係数 未供用区間に施工する場合	K <sub>1</sub>	0.91	0.91																																																																																																																							
規格・仕様	単位	日当たり標準施工量																																																																																																																								
		供用区間	未供用区間																																																																																																																							
実線	15cm m	750	825																																																																																																																							
	20cm m	650	715																																																																																																																							
	30cm m	500	550																																																																																																																							
	45cm m	425	468																																																																																																																							
ゼブラ	15cm m	650	715																																																																																																																							
	20cm m	550	605																																																																																																																							
	30cm m	400	440																																																																																																																							
	45cm m	350	385																																																																																																																							
規格・仕様	単位	日当たり標準施工量																																																																																																																								
高視認性区画線消去(削取り式)	15cm 換算 m	300																																																																																																																								
規格・仕様		適用基準		記号	備考																																																																																																																					
補正係数	未供用区間に施工する場合	未供用区間において施工する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。		K <sub>1</sub>	対象数量																																																																																																																					
区分	記号	高視認性区画線設置																																																																																																																								
		リブ式(溶融式)	非リブ式(溶融式)																																																																																																																							
補正係数 未供用区間に施工する場合	K <sub>1</sub>	0.91	0.91																																																																																																																							
	VI-1-②-2 7	VI-1-②-2 7																																																																																																																								

改訂（新）

現行（旧）

③ 橋梁塗装工

1. 適用範囲

- 1-1 標準単価が適用出来る範囲
- (1) 鋼橋の現場での新橋塗装・塗替塗装。
  - (2) 高欄部の単独施工の塗替塗装。
  - (3) 鋼橋架設工における新橋継手部現場塗装の裏地調整、塗装。
  - (4) 既設橋梁の床版補強工における新規補強鋼板現場塗装工の中塗り・上塗り塗装。
- 1-2 標準単価を適用出来ない範囲
- (1) 特別調査等別途考慮するもの
  - 1) 離島及び山間僻地等で、明らかに単価が異なると判断される地域の場合。
  - 2) 既存の道路橋の鋼部材を対象とした部分塗替塗装の場合。
  - 3) 塗膜部位が点在する部分塗替塗装の場合（タッチアップ除く）。
  - 4) 化学反応を利用した裏地調整の場合。
  - 5) 道路付属物（標識・防護柵等）への塗装の場合。
  - 6) 静電気力を利用したスプレー塗装の場合。
  - 7) 工場内における塗装前作業及び塗装作業の場合。
  - 8) その他、規格・仕様等が適合しない場合。

2. 標準単価の設定

2-1 標準単価の構成と範囲

標準単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線の部分である。

工種	標準単価			架設	足場・防護設置	継手部裏地調整
	機	労	材			
新橋現場塗装・ 新橋継手部現場塗装 裏地調整(SDT00021)	○	○	○			

- (注) 1. 動力工具処理による継手部裏地調整工で発生したケレンかす等の回収・積込・運搬・処分に関する費用を含む。
2. プラスト処理による継手部裏地調整工で発生した研削材及びケレンかすの運搬・処分に関する費用を含まない。回収・積込に関する費用を必要に応じて計上する。
3. プラスト処理による継手部裏地調整工で粉塵飛散防止のための防護工及び安全対策に関する費用は含まない。
4. 継手部裏地調整は、継手部塗装面積を計上する。

工種	標準単価			架設	足場・防護設置	継手部裏地調整	継手部下塗り塗装
	機	労	材				
新橋現場塗装・ 新橋継手部現場塗装 下塗り(SDT00023)	○	○	○				

- (注) 1. 新橋現場塗装とは、工場内において継手部を除く部位への下塗り塗装が完了した新橋に対する架設現場での作業を示す。
2. 新橋継手部現場塗装とは、工場内において継手部を除く部位への上塗り塗装が完了した新橋に対する架設現場での作業を示す。
3. はけ・ローラーによる塗装作業とする。

工種	標準単価			架設	足場・防護設置	継手部裏地調整	継手部下塗り塗装	板工	準備・補修作業	塗装作業	足場・防護撤去
	機	労	材								
新橋現場塗装 中塗り・上塗り (SDT00025)	○	○	○								

- (注) 1. 新橋現場塗装とは、工場内において継手部を除く部位への下塗り塗装が完了した新橋に対する架設現場での作業を示す。
2. 準備・補修は、清掃又は水洗い作業及び補修塗装作業等を対象とし、塗装面積を計上する。
3. はけ・ローラーによる塗装作業とする。

③ 橋梁塗装工

1. 適用範囲

- 1-1 標準単価が適用出来る範囲
- (1) 鋼橋の現場での新橋塗装・塗替塗装。
  - (2) 高欄部の単独施工の塗替塗装。
  - (3) 鋼橋架設工における新橋継手部現場塗装の裏地調整、塗装。
  - (4) 既設橋梁の床版補強工における新規補強鋼板現場塗装工の中塗り・上塗り塗装。
- 1-2 標準単価を適用出来ない範囲
- (1) 特別調査等別途考慮するもの
  - 1) 離島及び山間僻地等で、明らかに単価が異なると判断される地域の場合。
  - 2) 既存の道路橋の鋼部材を対象とした部分塗替塗装の場合。
  - 3) 塗膜部位が点在する部分塗替塗装の場合（タッチアップ除く）。
  - 4) 化学反応を利用した裏地調整の場合。
  - 5) 道路付属物（標識・防護柵等）への塗装の場合。
  - 6) 静電気力を利用したスプレー塗装の場合。
  - 7) 工場内における塗装前作業及び塗装作業の場合。
  - 8) その他、規格・仕様等が適合しない場合。

2. 標準単価の設定

2-1 標準単価の構成と範囲

標準単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線の部分である。

工種	標準単価			架設	足場・防護設置	継手部裏地調整
	機	労	材			
新橋現場塗装・ 新橋継手部現場塗装 裏地調整(SDT00021)	○	○	○			

- (注) 1. 動力工具処理による継手部裏地調整工で発生したケレンかす等の処理に関する費用を含む。
2. プラスト処理による継手部裏地調整工で発生した研削材及びケレンかすの運搬・処分に関する費用を含まない。回収・積込に関する費用を必要に応じて計上する。
3. プラスト処理による継手部裏地調整工で粉塵飛散防止のための防護工及び安全対策に関する費用は含まない。
4. 継手部裏地調整は、継手部塗装面積を計上する。

工種	標準単価			架設	足場・防護設置	継手部裏地調整	継手部下塗り塗装
	機	労	材				
新橋現場塗装・ 新橋継手部現場塗装 下塗り(SDT00023)	○	○	○				

- (注) 1. 新橋現場塗装とは、工場内において継手部を除く部位への下塗り塗装が完了した新橋に対する架設現場での作業を示す。
2. 新橋継手部現場塗装とは、工場内において継手部を除く部位への上塗り塗装が完了した新橋に対する架設現場での作業を示す。
3. はけ・ローラーによる塗装作業とする。

工種	標準単価			架設	足場・防護設置	継手部裏地調整	継手部下塗り塗装	末	準備・補修作業	塗装作業	足場・防護撤去
	機	労	材								
新橋現場塗装 中塗り・上塗り (SDT00025)	○	○	○								

- (注) 1. 新橋現場塗装とは、工場内において継手部を除く部位への下塗り塗装が完了した新橋に対する架設現場での作業を示す。
2. 準備・補修は、清掃又は水洗い作業及び補修塗装作業等を対象とし、塗装面積を計上する。
3. はけ・ローラーによる塗装作業とする。

P.9

VI-1-③-1

第VI編  
土木工事標準  
単価・市場単  
価

第1章  
土木工事標準  
単価

③橋梁塗装工

改訂（新）

現行（旧）

工 種	標準単価		
	機	労	材
新橋継手部 現場塗装 中塗り・上塗り (SDT00027)	○	○	○

(注) 1. 新橋継手部現場塗装とは、工場内において継手部を除く部位への上塗り塗装が完了した新橋に対する架設現場での作業を示す。  
2. はけ・ローラーによる塗装作業とする。

工 種	標準単価		
	機	労	材
塗替塗装 (SDT00029)	○	○	○

(注) 1. 清掃又は水洗い作業は、ウエスによる粉塵、ばい煙等の除去、又は、水洗い作業による塩分等の除去を対象とする。  
2. 素地調整は、塗装面積を計上する。  
3. 動力工具及び手工具による素地調整で発生したケレンかす等の回収・積込・運搬・処分に関する費用を含む。  
4. プラスト処理による素地調整で発生した研削材及びケレンかすの運搬・処分に関する費用は含まない。回収・積込に関する費用を必要に応じて計上する。  
5. プラスト処理による素地調整で粉塵飛散防止のための防護工及び安全対策に要する費用は含まない。  
6. 密閉部における有機溶剤除去時の安全対策に要する費用は含まない。  
7. はけ・ローラー又はスプレーによる塗装作業とし、スプレー塗装に必要な養生費は、含まない。

2-2 標準単価の規格・仕様

表 2. 1 新橋現場塗装・新橋継手部現場塗装素地調整

区分	規格・仕様	単位	日当たり標準施工量
素地調整	動力工具処理 IS0 St 3	m <sup>2</sup>	38
	プラスト処理 IS0 Sa2 1/2	m <sup>2</sup>	42
研削材及びケレンかす回収・積込工		m <sup>2</sup>	70

(注) プラスト処理に用いる研削材は珪砂を除く。

表 2. 2 新橋現場塗装・新橋継手部現場塗装 (1)

区分	規格・仕様	単位	日当たり標準施工量
ミストコート	変性エポキシ樹脂塗料 (1層)	m <sup>2</sup>	325
下塗り塗装	超厚膜形エポキシ樹脂塗料 (2回塗り/層) 注1	m <sup>2</sup>	115
	有機ジンクリッチペイント (2層) 注2	m <sup>2</sup>	150
	有機ジンクリッチペイント (2回塗り/層) 注1	m <sup>2</sup>	143
	変性エポキシ樹脂塗料 (2層) 注2	m <sup>2</sup>	150
	鉛・クロムフリーさび止めペイント (3層) 注2	m <sup>2</sup>	100
	変性エポキシ樹脂塗料 (1層)	m <sup>2</sup>	300

(注) 1. 超厚膜形エポキシ樹脂塗料 (2回塗り/層)、有機ジンクリッチペイント (2回塗り/層) は、1層当たりの目標膜厚を得るために、2回塗りが必要とする。  
2. 2層は、1層目の塗装を行った後、適切な塗装間隔を空けてさらにもう1層の塗装を塗り重ねるものである。3層は、2層目の塗装を行った後、適切な塗装間隔を空けてさらにもう1層の塗装を塗り重ねるものである。

工 種	標準単価		
	機	労	材
新橋継手部 現場塗装 中塗り・上塗り (SDT00027)	○	○	○

(注) 1. 新橋継手部現場塗装とは、工場内において継手部を除く部位への上塗り塗装が完了した新橋に対する架設現場での作業を示す。  
2. はけ・ローラーによる塗装作業とする。

工 種	標準単価		
	機	労	材
塗替塗装 (SDT00029)	○	○	○

(注) 1. 清掃又は水洗い作業は、ウエスによる粉塵、ばい煙等の除去、又は、水洗い作業による塩分等の除去を対象とする。  
2. 素地調整は、塗装面積を計上する。  
3. 動力工具及び手工具による素地調整で発生したケレンかす等の処理に要する費用を含む。  
4. プラスト処理による素地調整で発生した研削材及びケレンかすの運搬・処分に関する費用は含まない。回収・積込に関する費用を必要に応じて計上する。  
5. プラスト処理による素地調整で粉塵飛散防止のための防護工及び安全対策に要する費用は含まない。  
6. 密閉部における有機溶剤除去時の安全対策に要する費用は含まない。  
7. はけ・ローラー又はスプレーによる塗装作業とし、スプレー塗装に必要な養生費は、含まない。

2-2 標準単価の規格・仕様

表 2. 1 新橋現場塗装・新橋継手部現場塗装素地調整

区分	規格・仕様	単位	日当たり標準施工量
素地調整	動力工具処理 IS0 St 3	m <sup>2</sup>	38
	プラスト処理 IS0 Sa2 1/2	m <sup>2</sup>	42
研削材及びケレンかす回収・積込工		m <sup>2</sup>	70

(注) プラスト処理に用いる研削材は珪砂を除く。

表 2. 2 新橋現場塗装・新橋継手部現場塗装 (1)

区分	規格・仕様	単位	日当たり標準施工量
ミストコート	変性エポキシ樹脂塗料 (1層)	m <sup>2</sup>	325
下塗り塗装	超厚膜形エポキシ樹脂塗料 (2回塗り/層) 注1	m <sup>2</sup>	115
	有機ジンクリッチペイント (2層) 注2	m <sup>2</sup>	150
	有機ジンクリッチペイント (2回塗り/層) 注1	m <sup>2</sup>	143
	変性エポキシ樹脂塗料 (2層) 注2	m <sup>2</sup>	150
	鉛・クロムフリーさび止めペイント (3層) 注2	m <sup>2</sup>	100
	変性エポキシ樹脂塗料 (1層)	m <sup>2</sup>	300

(注) 1. 超厚膜形エポキシ樹脂塗料 (2回塗り/層)、有機ジンクリッチペイント (2回塗り/層) は、1層当たりの目標膜厚を得るために、2回塗りが必要とする。  
2. 2層は、1層目の塗装を行った後、適切な塗装間隔を空けてさらにもう1層の塗装を塗り重ねるものである。3層は、2層目の塗装を行った後、適切な塗装間隔を空けてさらにもう1層の塗装を塗り重ねるものである。

P. 10  
VI-1-③-2

第VI編  
土木工事標準  
単価・市場単価

第1章  
土木工事標準  
単価

③橋梁塗装工

	改訂（新）	現行（旧）																																																																																								
P. 14 VI-1-③-6 第VI編 土木工事標準 単価・市場単 価 第1章 土木工事標準 単価 ③橋梁塗装工	<p>3. 適用にあたっての留意事項</p> <p>標準単価の適用にあたっては、以下の点に留意すること。</p> <p>(1) 鋼橋の現場での塗装作業に適用する。</p> <p>(2) 標準単価の設定でいう濃彩とは、青、緑系及びオレンジ系のことであり、赤系、濃彩以外を淡彩とする。</p> <p>(3) 適用出来る鋼橋形式は、次のとおりとする。</p> <p>鉸桁構造……プレートガーダー、連続プレートガーダー、ガルバーガーダー、合成桁等に類するもの。</p> <p>箱桁構造……単純ボックスガーダー、連続ボックスガーダー、ガルバーボックスガーダー、合成ボックスガーダーに類するもの。</p> <p>弦材を有する構造……トラス、ガルパートラス、ランガー桁、アーチ又はラーメン等に類するもの。</p> <p>横断歩道橋……各種横断歩道橋。</p> <p>側道橋……各種側道橋。</p> <p>(4) 素地調整（ケレン）工に伴う塗膜の劣化面積と素地調整種別は、次のとおりとする。</p> <p>1) さびが発生している場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>素地調整種別</th> <th>さびの状態</th> <th>発錆面積(%)</th> <th>素地調整内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1種</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>さび、旧塗膜を完全に除去し、鋼材面を露出させる。</td> </tr> <tr> <td>2種</td> <td>点錆が進行し、板状錆に近い状態や、こぶ状錆となっている。</td> <td>30以上</td> <td>旧塗膜、さびを除去し、鋼材面を露出させる。</td> </tr> <tr> <td>3種A</td> <td>点錆がかなり点在している。</td> <td>15～30</td> <td>活膜は残すが、それ以外の不良部（さび・われ・ふくれ）は除去する。</td> </tr> <tr> <td>3種B</td> <td>点錆が少し点在している。</td> <td>5～15</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>3種C</td> <td>点錆がほんの少し点在している。</td> <td>5以下</td> <td>同上</td> </tr> </tbody> </table> <p>2) さびがなく、われ・ふくれ・はがれ・白亜化・変退色などの塗膜異常がある場合。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>素地調整種別</th> <th>さびの状態</th> <th>塗膜異常面積(%)</th> <th>素地調整内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3種A</td> <td>発錆はないが、われ・ふくれ・はがれの発生が多く認められる。</td> <td>30以上</td> <td>活膜は残すが、不良部は除去する。</td> </tr> <tr> <td>3種B</td> <td>同上</td> <td>15～30</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>3種C</td> <td>同上</td> <td>5～15</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>4種</td> <td>同上</td> <td>5以下</td> <td>同上</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) 鋼橋架設の新橋継手部の素地調整は動力工具処理又はプラスト処理により行う作業をいう。</p> <p>(6) 3種ケレンについては、補修塗装作業を含むものとする。なお、2種及び4種ケレンについては、補修塗装作業を含まないものとする。</p> <p>(7) 2種ケレン、3種ケレン、4種ケレンは動力工具処理及び手工具により行う作業とし、プラスト処理により行う作業は適用外とする。</p> <p>(8) ケレン（プラスト処理を含む）及びスプレー塗装の粉塵飛散防止のための防護工及び安全対策が必要な場合は、別途計上する。</p> <p>(9) 準備・補修における補修塗装作業とは、橋梁架設時に行う下塗り塗膜破損箇所の補修作業である。</p> <p>(10) プラスト処理による素地調整工で発生した研削材及びケレンカすの運搬・処分に関する費用は含まない。回収・処分に関する費用を必要に応じて計上する。</p> <p>(11) 準備・補修及び補修・水廻り作業における水廻り作業の有無に関わらず適用できる。</p> <p>(12) 準備・補修における下塗り損傷箇所の補修塗り、素地調整3種ケレンにおける鋼材露出部への簡易的な部分塗り（タッチアップ作業）の有無に関わらず適用できる。</p> <p>(13) 随意契約による調整を行う追加工事の扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定する。</p> <p>(14) 高力ボルト連結部の塗装仕様に関して、防錆処理ボルトの使用の有無に関わらず適用できる。</p>	素地調整種別	さびの状態	発錆面積(%)	素地調整内容	1種	—	—	さび、旧塗膜を完全に除去し、鋼材面を露出させる。	2種	点錆が進行し、板状錆に近い状態や、こぶ状錆となっている。	30以上	旧塗膜、さびを除去し、鋼材面を露出させる。	3種A	点錆がかなり点在している。	15～30	活膜は残すが、それ以外の不良部（さび・われ・ふくれ）は除去する。	3種B	点錆が少し点在している。	5～15	同上	3種C	点錆がほんの少し点在している。	5以下	同上	素地調整種別	さびの状態	塗膜異常面積(%)	素地調整内容	3種A	発錆はないが、われ・ふくれ・はがれの発生が多く認められる。	30以上	活膜は残すが、不良部は除去する。	3種B	同上	15～30	同上	3種C	同上	5～15	同上	4種	同上	5以下	同上	<p>3. 適用にあたっての留意事項</p> <p>標準単価の適用にあたっては、以下の点に留意すること。</p> <p>(1) 鋼橋の現場での塗装作業に適用する。</p> <p>(2) 標準単価の設定でいう濃彩とは、青、緑系及びオレンジ系のことであり、赤系、濃彩以外を淡彩とする。</p> <p>(3) 適用出来る鋼橋形式は、次のとおりとする。</p> <p>鉸桁構造……プレートガーダー、連続プレートガーダー、ガルバーガーダー、合成桁等に類するもの。</p> <p>箱桁構造……単純ボックスガーダー、連続ボックスガーダー、ガルバーボックスガーダー、合成ボックスガーダーに類するもの。</p> <p>弦材を有する構造……トラス、ガルパートラス、ランガー桁、アーチ又はラーメン等に類するもの。</p> <p>横断歩道橋……各種横断歩道橋。</p> <p>側道橋……各種側道橋。</p> <p>(4) 素地調整（ケレン）工に伴う塗膜の劣化面積と素地調整種別は、次のとおりとする。</p> <p>1) さびが発生している場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>素地調整種別</th> <th>さびの状態</th> <th>発錆面積(%)</th> <th>素地調整内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1種</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>さび、旧塗膜を完全に除去し、鋼材面を露出させる。</td> </tr> <tr> <td>2種</td> <td>点錆が進行し、板状錆に近い状態や、こぶ状錆となっている。</td> <td>30以上</td> <td>旧塗膜、さびを除去し、鋼材面を露出させる。</td> </tr> <tr> <td>3種A</td> <td>点錆がかなり点在している。</td> <td>15～30</td> <td>活膜は残すが、それ以外の不良部（さび・われ・ふくれ）は除去する。</td> </tr> <tr> <td>3種B</td> <td>点錆が少し点在している。</td> <td>5～15</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>3種C</td> <td>点錆がほんの少し点在している。</td> <td>5以下</td> <td>同上</td> </tr> </tbody> </table> <p>2) さびがなく、われ・ふくれ・はがれ・白亜化・変退色などの塗膜異常がある場合。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>素地調整種別</th> <th>さびの状態</th> <th>塗膜異常面積(%)</th> <th>素地調整内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3種A</td> <td>発錆はないが、われ・ふくれ・はがれの発生が多く認められる。</td> <td>30以上</td> <td>活膜は残すが、不良部は除去する。</td> </tr> <tr> <td>3種B</td> <td>同上</td> <td>15～30</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>3種C</td> <td>同上</td> <td>5～15</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>4種</td> <td>同上</td> <td>5以下</td> <td>同上</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) 鋼橋架設の新橋継手部の素地調整は動力工具処理又はプラスト処理により行う作業をいう。</p> <p>(6) 3種ケレンについては、補修塗装作業を含むものとする。なお、2種及び4種ケレンについては、補修塗装作業を含まないものとする。</p> <p>(7) 2種ケレン、3種ケレン、4種ケレンは動力工具処理及び手工具により行う作業とし、プラスト処理により行う作業は適用外とする。</p> <p>(8) ケレン（プラスト処理を含む）及びスプレー塗装の粉塵飛散防止のための防護工及び安全対策が必要な場合は、別途計上する。</p> <p>(9) 準備・補修における補修塗装作業とは、橋梁架設時に行う下塗り塗膜破損箇所の補修作業である。</p> <p>(10) プラスト処理による素地調整工で発生した研削材及びケレンカすの運搬・処分に関する費用は含まない。</p> <p>(11) 準備・補修及び補修・水廻り作業における水廻り作業の有無に関わらず適用できる。</p> <p>(12) 準備・補修における下塗り損傷箇所の補修塗り、素地調整3種ケレンにおける鋼材露出部への簡易的な部分塗り（タッチアップ作業）の有無に関わらず適用できる。</p> <p>(13) 随意契約による調整を行う追加工事の扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定する。</p> <p>(14) 高力ボルト連結部の塗装仕様に関して、防錆処理ボルトの使用の有無に関わらず適用できる。</p>	素地調整種別	さびの状態	発錆面積(%)	素地調整内容	1種	—	—	さび、旧塗膜を完全に除去し、鋼材面を露出させる。	2種	点錆が進行し、板状錆に近い状態や、こぶ状錆となっている。	30以上	旧塗膜、さびを除去し、鋼材面を露出させる。	3種A	点錆がかなり点在している。	15～30	活膜は残すが、それ以外の不良部（さび・われ・ふくれ）は除去する。	3種B	点錆が少し点在している。	5～15	同上	3種C	点錆がほんの少し点在している。	5以下	同上	素地調整種別	さびの状態	塗膜異常面積(%)	素地調整内容	3種A	発錆はないが、われ・ふくれ・はがれの発生が多く認められる。	30以上	活膜は残すが、不良部は除去する。	3種B	同上	15～30	同上	3種C	同上	5～15	同上	4種	同上	5以下	同上
	素地調整種別	さびの状態	発錆面積(%)	素地調整内容																																																																																						
1種	—	—	さび、旧塗膜を完全に除去し、鋼材面を露出させる。																																																																																							
2種	点錆が進行し、板状錆に近い状態や、こぶ状錆となっている。	30以上	旧塗膜、さびを除去し、鋼材面を露出させる。																																																																																							
3種A	点錆がかなり点在している。	15～30	活膜は残すが、それ以外の不良部（さび・われ・ふくれ）は除去する。																																																																																							
3種B	点錆が少し点在している。	5～15	同上																																																																																							
3種C	点錆がほんの少し点在している。	5以下	同上																																																																																							
素地調整種別	さびの状態	塗膜異常面積(%)	素地調整内容																																																																																							
3種A	発錆はないが、われ・ふくれ・はがれの発生が多く認められる。	30以上	活膜は残すが、不良部は除去する。																																																																																							
3種B	同上	15～30	同上																																																																																							
3種C	同上	5～15	同上																																																																																							
4種	同上	5以下	同上																																																																																							
素地調整種別	さびの状態	発錆面積(%)	素地調整内容																																																																																							
1種	—	—	さび、旧塗膜を完全に除去し、鋼材面を露出させる。																																																																																							
2種	点錆が進行し、板状錆に近い状態や、こぶ状錆となっている。	30以上	旧塗膜、さびを除去し、鋼材面を露出させる。																																																																																							
3種A	点錆がかなり点在している。	15～30	活膜は残すが、それ以外の不良部（さび・われ・ふくれ）は除去する。																																																																																							
3種B	点錆が少し点在している。	5～15	同上																																																																																							
3種C	点錆がほんの少し点在している。	5以下	同上																																																																																							
素地調整種別	さびの状態	塗膜異常面積(%)	素地調整内容																																																																																							
3種A	発錆はないが、われ・ふくれ・はがれの発生が多く認められる。	30以上	活膜は残すが、不良部は除去する。																																																																																							
3種B	同上	15～30	同上																																																																																							
3種C	同上	5～15	同上																																																																																							
4種	同上	5以下	同上																																																																																							
	VI-1-③-6 14	VI-1-③-6 14																																																																																								

改訂（新）

現行（旧）

⑤ コンクリートブロック積工

1. 適用範囲

1-1 標準単価が適用出来る範囲

- (1) 勾配が1割未満（1：1.0未満）の法面に施工するブロック積みで、JISタイプ（JISで規定する形状寸法の積ブロック（間知・ブロック質量150kg/個未満）を使用する場合に適用する。  
ただし、コンクリートブロックは滑面タイプを標準とする。

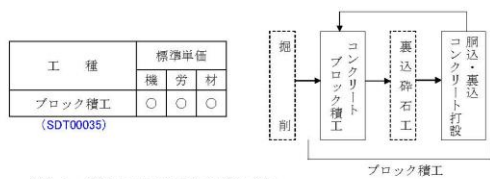
1-2 標準単価が適用出来ない範囲

- (1) 設計標準歩掛表等により別途積算するもの
  - 1) 積ブロック（間知・ブロック質量150kg/個以上）を使用する場合。
  - 2) 作業半径が8.5mを超える場合又は吊上げ高さが5.8mを超える場合。
  - 3) 勾配が1割以上（1：1.0以上）の法面に施工する場合。
  - 4) JIS以外の積ブロックを使用する場合。
- (2) 特別調査等別途考慮するもの
  - 1) 離島及び山間僻地等で、明らかに単価が異なると判断される地域の場合。
  - 2) その他、規格・仕様等が適合せず、標準単価が適用出来ない場合。

2. 標準単価の設定

2-1 標準単価の構成と範囲

標準単価で対応しているのは、機・労・材の○印及びフロー図の実線部分である。



- (注) 1. 材料ロス及び現場内小運搬を含む。  
 2. ブロック積工には、調整コンクリートも含む。  
 3. 標準単価には、胴込・裏込コンクリートの打設手間を含むが、材料費は含まない。なお、材料費については、施工コード(SDT00035)で考慮されているため別途計上する必要はない。  
 4. 特殊養生、雪寒仮囲いのための機械経費、労務費及び材料費は含まない。なお、必要な場合は別途考慮する。

2-2 標準単価の規格・仕様

ブロック積工の規格・仕様、日当たり標準施工量は、下表のとおりである。

表2.1 規格・仕様区分

区分	規格・仕様	単位	日当たり標準施工量
ブロック積工	JISタイプの積ブロック(間知・ブロック質量150kg/個未満)、調整コンクリート等	m <sup>2</sup>	1.1

- (注) 1. 上表の日当たり標準施工量には、コンクリートブロック積工、裏込砕石工、胴込・裏込コンクリート工までの一連作業を含む。  
 2. 裏込砕石工、胴込・裏込コンクリート工を施工しない場合も上表による。

⑤ コンクリートブロック積工

1. 適用範囲

1-1 標準単価が適用出来る範囲

- (1) 勾配が1割未満（1：1.0未満）の法面に施工するブロック積みで、JISタイプ（JISで規定する形状寸法の積ブロック（間知・ブロック質量150kg/個未満）を使用する場合に適用する。  
ただし、コンクリートブロックは滑面タイプを標準とする。

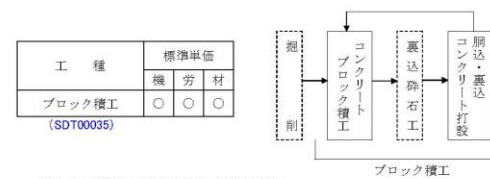
1-2 標準単価が適用出来ない範囲

- (1) 設計標準歩掛表等により別途積算するもの
  - 1) 積ブロック（間知・ブロック質量150kg/個以上）を使用する場合。
  - 2) 作業半径が8.5mを超える場合又は吊上げ高さが5.8mを超える場合。
  - 3) 勾配が1割以上（1：1.0以上）の法面に施工する場合。
  - 4) JIS以外の積ブロックを使用する場合。
- (2) 特別調査等別途考慮するもの
  - 1) 離島及び山間僻地等で、明らかに単価が異なると判断される地域の場合。
  - 2) その他、規格・仕様等が適合せず、標準単価が適用出来ない場合。

2. 標準単価の設定

2-1 標準単価の構成と範囲

標準単価で対応しているのは、機・労・材の○印及びフロー図の実線部分である。



- (注) 1. 材料ロス及び現場内小運搬を含む。  
 2. ブロック積工には、調整コンクリートも含む。  
 3. 標準単価には、胴込・裏込コンクリートの打設手間を含むが、材料費は含まない。なお、材料費については、施工コード(SDT00035)で考慮されているため別途計上する必要はない。  
 4. 特殊養生、雪寒仮囲いのための機械経費、労務費及び材料費は含まない。なお、必要な場合は別途考慮する。

2-2 標準単価の規格・仕様

ブロック積工の規格・仕様、日当たり標準施工量は、下表のとおりである。

表2.1 規格・仕様区分

区分	規格・仕様	単位	日当たり標準施工量
ブロック積工	JISタイプの積ブロック(間知・ブロック質量150kg/個未満)、調整コンクリート等	m <sup>2</sup>	1.1



P. 19  
VI-1-⑤-1  
第VI編  
土木工事標準  
単価・市場単  
価  
第1章  
土木工事標準  
単価  
⑤コンクリートブロック  
積工



	改訂（新）	現行（旧）																																										
P. 20 VI-1-⑤-2  第VI編 土木工事標準 単価・市場単 価  第1章 土木工事標準 単価  ⑤コンクリートブ ロック 積工	<p>2-3 補正係数 (1) 補正係数の適用基準</p> <p style="text-align: center;">表2.2 補正係数の適用基準</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>規格・仕様</th> <th>適用基準</th> <th>記号</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補正係数 裏込コンクリートを施工しない場合</td> <td>対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。</td> <td>K<sub>1</sub></td> <td>対象数量</td> </tr> <tr> <td>空積の場合</td> <td>対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。</td> <td>K<sub>2</sub></td> <td>対象数量</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 補正係数の数値</p> <p style="text-align: center;">表2.3 補正係数の数値</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>記号</th> <th>ブロック積工</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補正係数 裏込コンクリートを施工しない場合</td> <td>K<sub>1</sub></td> <td>0.95</td> </tr> <tr> <td>空積の場合</td> <td>K<sub>2</sub></td> <td>0.91</td> </tr> </tbody> </table> <p>2-4 直接工事費の算出                      直接工事費＝設計単価（注1）×設計数量＋材料費（注2）                      （注1）設計単価＝標準単価×（K<sub>1</sub> or K<sub>2</sub>）                      （注2） 胴込・裏込コンクリートを施工する場合は、コンクリート材料費を計上する。材料費の計上は次式による。                      材料費＝コンクリート（胴込・裏込）材料単価×設計数量×1.12（ロス分）</p> <p>3. 適用にあたっての留意事項                      標準単価の適用にあたっては、以下の点に留意すること。                      (1) 布積、谷積を問わず適用出来る。                      (2) 設計面積は、ブロック積本体の面積と調整コンクリートの面積を合計した面積とすること。                      (3) 標準単価は、JIS タイプの滑面ブロックを標準とする。                      JIS タイプの粗面・化粧ブロックを使用する場合やブロック材料単価が同一県内の地区により異なる場合は、次式により滑面ブロックとの材料単価差を加算する。                      ただし、補正係数を適用させる場合は、標準単価を補正した後、材料単価差を加算するものとする。                      式：標準単価 [ブロック積工：円/㎡] × 補正係数                      ＋ 材料単価差 (粗面・化粧ブロック [円/㎡] - 滑面ブロック [円/㎡])                      なお、ブロックの㎡当り単価の算出は次式による。                      式：ブロック単価 [円/㎡] = 材料単価 [円/個] × ㎡当り使用量 [個/㎡]</p> <p>(4) ブロック積工は、目地、水抜パイプ等の施工（材料費含む）の有無に関わらず適用出来る。                      (5) 選水・止水シート及び吸出し防止材を全面に施工する場合は「第II編第2章③コンクリートブロック積（張）工」により別途計上する。                      (6) 小口止コンクリートは、「第II編第4章コンクリート工」により別途計上する。                      (7) 基礎・天端コンクリートを施工する場合は「第II編第2章③コンクリートブロック積（張）工」の現場打基礎コンクリート工及び天端コンクリート工により別途計上する。                      (8) 基礎・裏込砕石を施工する場合、基礎砕石は「第II編第2章②基礎・裏込砕石工、基礎・裏込栗石工」、裏込砕石は「第II編第2章③コンクリートブロック積（張）工」により別途計上する。                      (9) 胴込コンクリート㎡当り使用量は、0.22 ㎡/㎡（標準）とする。なお、これにより難い場合は、別途考慮する。                      (10) 胴込・裏込コンクリートは、一般養生の施工の有無に関わらず適用出来る。</p> <p>4. 施工コード                      SDT00035 コンクリートブロック積工</p> <p style="text-align: right;">VI-1-⑤-2 20</p>	規格・仕様	適用基準	記号	備考	補正係数 裏込コンクリートを施工しない場合	対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K <sub>1</sub>	対象数量	空積の場合	対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K <sub>2</sub>	対象数量	区分	記号	ブロック積工	補正係数 裏込コンクリートを施工しない場合	K <sub>1</sub>	0.95	空積の場合	K <sub>2</sub>	0.91	<p>2-3 補正係数 (1) 補正係数の適用基準</p> <p style="text-align: center;">表2.2 補正係数の適用基準</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>規格・仕様</th> <th>適用基準</th> <th>記号</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補正係数 裏込コンクリートを施工しない場合</td> <td>対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。</td> <td>K<sub>1</sub></td> <td>対象数量</td> </tr> <tr> <td>空積の場合</td> <td>対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。</td> <td>K<sub>2</sub></td> <td>対象数量</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 補正係数の数値</p> <p style="text-align: center;">表2.3 補正係数の数値</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>記号</th> <th>ブロック積工</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補正係数 裏込コンクリートを施工しない場合</td> <td>K<sub>1</sub></td> <td>0.95</td> </tr> <tr> <td>空積の場合</td> <td>K<sub>2</sub></td> <td>0.91</td> </tr> </tbody> </table> <p>2-4 直接工事費の算出                      直接工事費＝設計単価（注1）×設計数量＋材料費（注2）                      （注1）設計単価＝標準単価×（K<sub>1</sub> or K<sub>2</sub>）                      （注2） 胴込・裏込コンクリートを施工する場合は、コンクリート材料費を計上する。材料費の計上は次式による。                      材料費＝コンクリート（胴込・裏込）材料単価×設計数量×1.12（ロス分）</p> <p>3. 適用にあたっての留意事項                      標準単価の適用にあたっては、以下の点に留意すること。                      (1) 布積、谷積を問わず適用出来る。                      (2) 設計面積は、ブロック積本体の面積と調整コンクリートの面積を合計した面積とすること。                      (3) 標準単価は、JIS タイプの滑面ブロックを標準とする。                      JIS タイプの粗面・化粧ブロックを使用する場合は、次式により滑面ブロックとの材料単価差を加算する。                      ただし、補正係数を適用させる場合は、標準単価を補正した後、材料単価差を加算するものとする。                      式：標準単価 [ブロック積工：円/㎡] × 補正係数                      ＋ 材料単価差 (粗面・化粧ブロック [円/㎡] - 滑面ブロック [円/㎡])                      なお、ブロックの㎡当り単価の算出は次式による。                      式：ブロック単価 [円/㎡] = 材料単価 [円/個] × ㎡当り使用量 [個/㎡]</p> <p>(4) ブロック積工は、目地、水抜パイプ等の施工（材料費含む）の有無に関わらず適用出来る。                      (5) 選水・止水シート及び吸出し防止材を全面に施工する場合は「第II編第2章③コンクリートブロック積（張）工」により別途計上する。                      (6) 小口止コンクリートは、「第II編第4章コンクリート工」により別途計上する。                      (7) 基礎・天端コンクリートを施工する場合は「第II編第2章③コンクリートブロック積（張）工」の現場打基礎コンクリート工及び天端コンクリート工により別途計上する。                      (8) 基礎・裏込砕石を施工する場合、基礎砕石は「第II編第2章②基礎・裏込砕石工、基礎・裏込栗石工」、裏込砕石は「第II編第2章③コンクリートブロック積（張）工」により別途計上する。                      (9) 胴込コンクリート㎡当り使用量は、0.22 ㎡/㎡（標準）とする。なお、これにより難い場合は、別途考慮する。                      (10) 胴込・裏込コンクリートは、一般養生の施工の有無に関わらず適用出来る。</p> <p>4. 施工コード                      SDT00035 コンクリートブロック積工</p> <p style="text-align: right;">VI-1-⑤-2 20</p>	規格・仕様	適用基準	記号	備考	補正係数 裏込コンクリートを施工しない場合	対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K <sub>1</sub>	対象数量	空積の場合	対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K <sub>2</sub>	対象数量	区分	記号	ブロック積工	補正係数 裏込コンクリートを施工しない場合	K <sub>1</sub>	0.95	空積の場合	K <sub>2</sub>	0.91
	規格・仕様	適用基準	記号	備考																																								
補正係数 裏込コンクリートを施工しない場合	対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K <sub>1</sub>	対象数量																																									
空積の場合	対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K <sub>2</sub>	対象数量																																									
区分	記号	ブロック積工																																										
補正係数 裏込コンクリートを施工しない場合	K <sub>1</sub>	0.95																																										
空積の場合	K <sub>2</sub>	0.91																																										
規格・仕様	適用基準	記号	備考																																									
補正係数 裏込コンクリートを施工しない場合	対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K <sub>1</sub>	対象数量																																									
空積の場合	対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K <sub>2</sub>	対象数量																																									
区分	記号	ブロック積工																																										
補正係数 裏込コンクリートを施工しない場合	K <sub>1</sub>	0.95																																										
空積の場合	K <sub>2</sub>	0.91																																										

改訂（新）

現行（旧）

2-3 補正係数  
(1) 補正係数の適用基準

**表2.2 補正係数の適用基準**

規格・仕様	適用基準	記号	備考
L=1,000mmを使用する場合	使用する側溝本体の長さ(L)が1,000mmの場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K <sub>1</sub>	対象数量
L=4,000mmを使用する場合	使用する側溝本体の長さ(L)が4,000mmの場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K <sub>2</sub>	対象数量
L=5,000mmを使用する場合	使用する側溝本体の長さ(L)が5,000mmの場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K <sub>3</sub>	対象数量
法面小段面	法面小段面における作業の場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K <sub>4</sub>	対象数量
法面縦排水	法面縦排水部における作業の場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K <sub>5</sub>	対象数量
基礎砕石を施工しない場合	基礎砕石を施工しない場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K <sub>6</sub>	対象数量
再利用撤去	再利用を目的とした側溝本体及び蓋版本体の撤去作業の場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K <sub>7</sub>	対象数量

(2) 補正係数の数値

**表2.3 補正係数の数値**

区分	記号	U型側溝	自由勾配側溝	蓋版
L=1,000mmを使用する場合	K <sub>1</sub>	1.17	—	—
L=4,000mmを使用する場合	K <sub>2</sub>	0.93	—	—
L=5,000mmを使用する場合	K <sub>3</sub>	0.88	—	—
法面小段面	K <sub>4</sub>	1.21	—	1.00
法面縦排水	K <sub>5</sub>	1.38	—	—
基礎砕石を施工しない場合	K <sub>6</sub>	0.87	0.87	—
再利用撤去	K <sub>7</sub>	0.51	—	0.62

(注) 1. L=1,000mmを使用する場合の補正係数(K<sub>1</sub>)、L=4,000mmを使用する場合の補正係数(K<sub>2</sub>)及びL=5,000mmを使用する場合の補正係数(K<sub>3</sub>)が補正の対象としているのはU型L=2,000mmであり、各々の個当り質量を2mに換算し、適合する規格・仕様の単価を係数で補正する。

2-4 直接工事費の算出

[設置]

直接工事費 = (設計単価(注1) × 設計数量) + 材料費(注2又は注3)

(注1) 設計単価 = 標準単価 × (K<sub>1</sub> × K<sub>2</sub> × …… × K<sub>n</sub>)

(注2) 材料費 = 側溝材料単価 × 設計数量 + 基礎砕石材料単価 × 設計数量 × 1.20 (ロス分) + コンクリート材料単価 × 設計数量 × 1.06 (ロス分)

(注3) 材料費 = 蓋版材料単価 × 設計数量

2-3 補正係数  
(1) 補正係数の適用基準

**表2.2 補正係数の適用基準**

規格・仕様	適用基準	記号	備考
L=1,000mmを使用する場合	使用する側溝本体の長さ(L)が1,000mmの場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K <sub>1</sub>	対象数量
法面小段面	法面小段面における作業の場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K <sub>2</sub>	対象数量
法面縦排水	法面縦排水部における作業の場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K <sub>3</sub>	対象数量
基礎砕石を施工しない場合	基礎砕石を施工しない場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K <sub>4</sub>	対象数量
再利用撤去	再利用を目的とした側溝本体及び蓋版本体の撤去作業の場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K <sub>5</sub>	対象数量

(2) 補正係数の数値

**表2.3 補正係数の数値**

区分	記号	U型側溝	自由勾配側溝	蓋版
L=1,000mmを使用する場合	K <sub>1</sub>	1.17	—	—
法面小段面	K <sub>2</sub>	1.21	—	1.00
法面縦排水	K <sub>3</sub>	1.38	—	—
基礎砕石を施工しない場合	K <sub>4</sub>	0.87	0.87	—
再利用撤去	K <sub>5</sub>	0.51	—	0.62

(注) 1. L=1,000mmを使用する場合の補正係数(K<sub>1</sub>)が補正の対象としているのはU型L=2,000mmであり、個当り質量を2mに換算し、適合する規格・仕様の単価を係数で補正する。

2-4 直接工事費の算出

[設置]

直接工事費 = (設計単価(注1) × 設計数量) + 材料費(注2又は注3)

(注1) 設計単価 = 標準単価 × (K<sub>1</sub> × K<sub>2</sub> × …… × K<sub>n</sub>)

(注2) 材料費 = 側溝材料単価 × 設計数量 + 基礎砕石材料単価 × 設計数量 × 1.20 (ロス分) + コンクリート材料単価 × 設計数量 × 1.06 (ロス分)

(注3) 材料費 = 蓋版材料単価 × 設計数量

3. 適用にあたっての留意事項

標準単価の適用にあたっては、以下の点に留意すること。

- (1) 標準単価には、側溝本体、蓋版、基礎砕石、基礎コンクリート、底部コンクリートの材料費は含まない。
- (2) 側溝、蓋版の設置、再利用撤去における施工方法(機械・人力)は問わない。
- (3) 移設時の設置工事にも適用出来る。
- (4) 敷材としてモルタルに替えて砂を使用する場合にも適用出来る。
- (5) 鋼製蓋版は受枠の有無にかかわらず適用出来る。

4. 施工コード

- SDT00013 U型側溝
- SDT00015 自由勾配側溝
- SDT00017 蓋版
- SDT00019 再利用撤去
- SDTY0001 排水構造物工(グレーチング)

P.24  
VI-1-⑥-3

第VI編  
土木工事標準  
単価・市場単  
価

第1章  
土木工事標準  
単価

⑥排水構造物工

改訂（新）

現行（旧）

第2章 市場単価

第2章 市場単価

① 鉄筋工

① 鉄筋工

①-1 鉄筋工(太径鉄筋含む)

①-1 鉄筋工(太径鉄筋含む)

1. 適用範囲

本資料は、市場単価方式による鉄筋工に適用する。

1. 適用範囲

本資料は、市場単価方式による鉄筋工に適用する。

1-1 市場単価が適用できる範囲

- (1) 河川、海岸、道路、水路、コンクリート橋梁、鋼橋用及びコンクリート橋（PCコンボ橋、PC合成桁橋）用床版（PC床版は除く）等の鉄筋構造物の加工・組立、及び、蓋筋（削孔等を行うあと施工アンカーは除く）、場所打杭の鉄筋かごの加工・組立。

1-1 市場単価が適用できる範囲

- (1) 河川、海岸、道路、水路、コンクリート橋梁、鋼橋用及びコンクリート橋（PCコンボ橋、PC合成桁橋）用床版（PC床版は除く）等の鉄筋構造物の加工・組立、及び、蓋筋（削孔等を行うあと施工アンカーは除く）、場所打杭の鉄筋かごの加工・組立。

1-2 市場単価が適用できない範囲

- (1) 設計標準歩掛表等により別途積算するもの。
  - 1) 表1.1に示す工程。
  - 2) ダム本体工事における鉄筋工。
- (2) 特別調査等別途考慮するもの。
  - 1) 表1.2に示す工程。
  - 2) 鉄筋加工、もしくは、鉄筋組立のみ。
  - 3) 離島及び山間僻地等で、明らかに単価が異なると判断される地域の場合。
  - 4) 25t吊以下のトラッククレーン及びラフテレーンクレーン以外のクレーンを使用する場合。
  - 5) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用できない場合。

1-2 市場単価が適用できない範囲

- (1) 設計標準歩掛表等により別途積算するもの。
  - 1) 表1.1に示す工程。
  - 2) ダム本体工事における鉄筋工。
- (2) 特別調査等別途考慮するもの。
  - 1) 表1.2に示す工程。
  - 2) 鉄筋加工、もしくは、鉄筋組立のみ。
  - 3) 離島及び山間僻地等で、明らかに単価が異なると判断される地域の場合。
  - 4) 25t吊以下のトラッククレーン及びラフテレーンクレーン以外のクレーンを使用する場合。
  - 5) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用できない場合。

表1.1 設計標準歩掛表等により別途積算するもの

コンクリートブロック積（張）の連結ブロック等の連結用鉄筋工 コンクリート舗装工 道路維持修繕の橋梁地覆補修工 ポストテンション桁製作 PC橋架設工 ポストテンション場所打ホロースラブ橋 ポストテンション場所打箱桁橋 仙巖装壁工 音塵柱補工	歩掛表による
---	--------

表1.1 設計標準歩掛表等により別途積算するもの

コンクリートブロック積（張）の連結ブロック等の連結用鉄筋工 コンクリート舗装工 道路維持修繕の橋梁地覆補修工 ポストテンション桁製作 PC橋架設工 ポストテンション場所打ホロースラブ橋 ポストテンション場所打箱桁橋 仙巖装壁工	歩掛表による
--	--------

表1.2 特別調査によるもの

コンクリート山止め壁工の場所打連続壁工 その他（特に加工・組立が困難な構造物）	特別調査等 別途考慮
--	---------------

表1.2 特別調査によるもの

コンクリート山止め壁工の場所打連続壁工 その他（特に加工・組立が困難な構造物）	特別調査等 別途考慮
--	---------------

P. 26  
VI-2-①-1

第VI編  
土木工事標準  
単価・市場単  
価

第2章  
市場単価

①鉄筋工

改訂（新）

現行（旧）

表2.6 主体種子

草本類	外来種	トールフェスク クリーピングレドフェスク オーチャードグラス ケンタッキーブルーグラス チモシー パミューダグラス パピアグラス ホワイトクローバー ペレニアルライグラス イタリアンライグラス ペントグラス レドトップ
	在来種	ヨモギ ススキ イタドリ メドハギ
木本類	在来種	ヤマハギ（皮取り） ヤマハギ（皮付き） コマツナギ

（注）種子は外国産を対象とする。

2-3 加算率・補正係数

（1）加算率・補正係数の適用基準

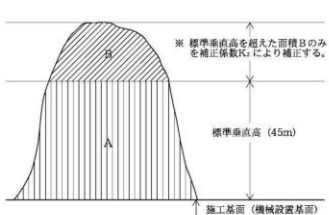
表2.7 加算率・補正係数の適用基準

規格・仕様	適用基準	記号	備考
加算率	施工規模	標準	全体数量
		1 工事の施工規模が標準より小さい場合は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。	
補正係数	時間的制約を受ける場合	K <sub>1</sub>	対象数量
	施工基面からの法面の垂直高が4.5mを超え8.0m以下の場合	K <sub>2</sub>	
	枠内吹付の場合 〔モルタル吹付工 コンクリート吹付工 植生基材吹付工〕	K <sub>3</sub>	

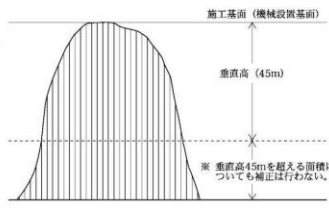
（注）各工種標準の垂直高は以下のとおりとする。

- 1) モルタル吹付工、コンクリート吹付工は45m以下。
- 2) 植生基材吹付工は45m以下。（下記図例を参照）
- 3) 客土吹付工は25m以下。
- 4) 種子散布工は30m以下。

《施工基面から上面への施工の場合》



《施工基面から下面への施工の場合》



VI-2-④-5

75

表2.6 主体種子

草本類	外来種	トールフェスク クリーピングレドフェスク オーチャードグラス ケンタッキーブルーグラス チモシー パミューダグラス パピアグラス ホワイトクローバー ペレニアルライグラス イタリアンライグラス ペントグラス レドトップ
	在来種	ヨモギ ススキ イタドリ メドハギ
木本類	在来種	ヤマハギ（皮取り） ヤマハギ（皮付き） コマツナギ

（注）種子は外国産を対象とする。

2-3 加算率・補正係数

（1）加算率・補正係数の適用基準

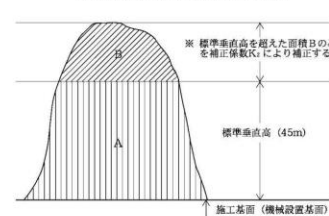
表2.7 加算率・補正係数の適用基準

規格・仕様	適用基準	記号	備考
加算率	施工規模	標準	全体数量
		1 工事の施工規模が標準より小さい場合は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。	
補正係数	時間的制約を受ける場合	K <sub>1</sub>	対象数量
	施工基面からの法面の垂直高が4.5mを超え8.0m以下の場合	K <sub>2</sub>	
	枠内吹付の場合 〔モルタル吹付工 コンクリート吹付工 植生基材吹付工〕	K <sub>3</sub>	

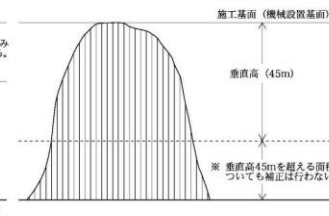
（注）各工種標準の垂直高は以下のとおりとする。

- 1) モルタル吹付工、コンクリート吹付工は45m以下。
- 2) 植生基材吹付工は45m以下。（下記図例を参照）
- 3) 客土吹付工は25m以下。
- 4) 種子散布工は30m以下。

《施工基面から上面への施工の場合》



《施工基面から下面への施工の場合》



VI-2-④-5

74

P. 75  
VI-2-④-5

第VI編  
土木工事標準  
単価・市場単  
価

第2章  
市場単価

④法面工

改訂（新）

現行（旧）

(2) 加算率・補正係数の数値

表2.8 加算率・補正係数の数値

区 分	記号	機械播種施工による植生工					
		モルタル吹付工	コンクリート吹付工	植生基材吹付工	客土吹付工	種子散布工	
加算率	施工規模	S <sub>0</sub>	(1,000㎡以上) 0%	(1,000㎡以上) 0%	(1,000㎡以上) 0%	(1,000㎡以上) 0%	(1,000㎡以上) 0%
		S <sub>1</sub>	(500㎡以上 1,000㎡未満) 5%	(500㎡以上 1,000㎡未満) 5%	(500㎡以上 1,000㎡未満) 5%	(500㎡以上 1,000㎡未満) 5%	(500㎡以上 1,000㎡未満) 10%
		S <sub>2</sub>	(250㎡以上 500㎡未満) 15%	(250㎡以上 500㎡未満) 15%	(250㎡以上 500㎡未満) 10%	(250㎡以上 500㎡未満) 10%	(250㎡以上 500㎡未満) 20%
		S <sub>3</sub>	(250㎡未満) 30%	(250㎡未満) 30%	(250㎡未満) 20%	(250㎡未満) 20%	(250㎡未満) 40%
		補正係数	K <sub>1</sub>	1.05	1.05	1.05	1.05
	K <sub>2</sub>	—	—	1.10	—	—	
	K <sub>3</sub>	0.80	0.80	0.80	—	—	

(注) 1. 施工規模加算率 (S<sub>1</sub>)、(S<sub>2</sub>)又は(S<sub>3</sub>)と時間的制約を受ける場合の補正係数 (K<sub>1</sub>) が重複する場合は、施工規模加算率のみを対象とする。  
 2. 法面垂直高補正 (K<sub>2</sub>) は、標準垂直高を超える面積 (対象数量) に応じてのみ補正する。  
 3. モルタル吹付工、コンクリート吹付工、植生基材吹付工におけるK<sub>1</sub>、K<sub>2</sub>については、枠内吹付の場合も同じ係数を使用するものとする。  
 4. 1工事において、通常の吹付工と枠内吹付工がある場合、同種の吹付に限り、施工規模は合計施工数量で判定する。  
 5. 種子散布工については、1工事において法面部と平面部に施工する場合、施工規模は合計施工数量で判定する。  
 6. 枠内吹付補正 (K<sub>3</sub>) は、法面清掃、ラス金網設置費用を含まないための補正である。

(2) 加算率・補正係数の数値

表2.8 加算率・補正係数の数値

区 分	記号	機械播種施工による植生工					
		モルタル吹付工	コンクリート吹付工	植生基材吹付工	客土吹付工	種子散布工	
加算率	施工規模	S <sub>0</sub>	(1,000㎡以上) 0%	(1,000㎡以上) 0%	(1,000㎡以上) 0%	(1,000㎡以上) 0%	(1,000㎡以上) 0%
		S <sub>1</sub>	(500㎡以上 1,000㎡未満) 5%	(500㎡以上 1,000㎡未満) 5%	(500㎡以上 1,000㎡未満) 5%	(500㎡以上 1,000㎡未満) 5%	(500㎡以上 1,000㎡未満) 10%
		S <sub>2</sub>	(500㎡未満) 15%	(500㎡未満) 15%	(500㎡未満) 10%	(500㎡未満) 10%	(500㎡未満) 20%
補正係数	時間的制約を受ける場合	K <sub>1</sub>	1.05	1.05	1.05	1.05	1.10
		K <sub>2</sub>	—	—	1.10	—	—
		K <sub>3</sub>	0.80	0.80	0.80	—	—

(注) 1. 施工規模加算率 (S<sub>1</sub>)又は(S<sub>2</sub>)と時間的制約を受ける場合の補正係数 (K<sub>1</sub>) が重複する場合は、施工規模加算率のみを対象とする。  
 2. 法面垂直高補正 (K<sub>2</sub>) は、標準垂直高を超える面積 (対象数量) に応じてのみ補正する。  
 3. モルタル吹付工、コンクリート吹付工、植生基材吹付工におけるK<sub>1</sub>、K<sub>2</sub>については、枠内吹付の場合も同じ係数を使用するものとする。  
 4. 1工事において、通常の吹付工と枠内吹付工がある場合、同種の吹付に限り、施工規模は合計施工数量で判定する。  
 5. 種子散布工については、1工事において法面部と平面部に施工する場合、施工規模は合計施工数量で判定する。  
 6. 枠内吹付補正 (K<sub>3</sub>) は、法面清掃、ラス金網設置費用を含まないための補正である。

表2.9 加算率・補正係数の数値

区 分	記号	人力施工による植生工				ネット張り工	
		植生マット工 植生シート工	植生筋工	筋芝工	張芝工	縦横ネット工	
加算率	施工規模	S <sub>0</sub>	(1,000㎡以上) 0%	(500㎡以上) 0%	(500㎡以上) 0%	(500㎡以上) 0%	(1,000㎡以上) 0%
		S <sub>1</sub>	(500㎡以上 1,000㎡未満) 5%	(300㎡以上 500㎡未満) 15%	(300㎡以上 500㎡未満) 15%	(300㎡以上 500㎡未満) 15%	(500㎡以上 1,000㎡未満) 5%
		S <sub>2</sub>	(500㎡未満) 15%	(300㎡未満) 35%	(300㎡未満) 35%	(300㎡未満) 35%	(500㎡未満) 15%
補正係数	時間的制約を受ける場合	K <sub>1</sub>	1.05	1.15	1.15	1.15	1.05

(注) 1. 施工規模加算率 (S<sub>1</sub>)又は(S<sub>2</sub>)と時間的制約を受ける場合の補正係数 (K<sub>1</sub>) が重複する場合は、施工規模加算率のみを対象とする。  
 2. 1工事において植生マットと植生シートを使用する場合、または植生シート工の標準品と環境品を使用する場合、施工規模は合計施工数量で判定する。  
 3. 張芝工については、1工事において法面部と平面部に施工する場合、施工規模は合計施工数量で判定する。

2-4 直接工事費の算出  
 直接工事費=設計単価(注)×設計数量

P. 76  
 VI-2-④-6

第VI編  
 土木工事標準  
 単価・市場単  
 価

第2章  
 市場単価

④法面工

改訂（新）

現行（旧）

表2.9 加算率・補正係数の数値

区 分	記号	人力施工による植生工					ネット張工
		植生マット工 植生シート工	植生篩工	篩芝工	張芝工	繊維ネット工	
加算率	S <sub>0</sub>	(1,000㎡以上) 0%	(500㎡以上) 0%	(500㎡以上) 0%	(500㎡以上) 0%	(1,000㎡以上) 0%	
	S <sub>1</sub>	500㎡以上 1,000㎡未満 5%	300㎡以上 500㎡未満 15%	300㎡以上 500㎡未満 15%	300㎡以上 500㎡未満 15%	500㎡以上 1,000㎡未満 5%	
	S <sub>2</sub>	(500㎡未満) 15%	(300㎡未満) 35%	(300㎡未満) 35%	(300㎡未満) 35%	(500㎡未満) 15%	
補正係数 場 合	時間的制約 を受ける 場 合	K <sub>1</sub>	1.05	1.15	1.15	1.15	1.05

(注) 1. 施工規模加算率 (S<sub>1</sub>) 又は (S<sub>2</sub>) と時間的制約を受ける場合の補正係数 (K<sub>1</sub>) が重複する場合は、施工規模加算率のみを対象とする。  
2. 1 工事において植生マットと植生シートを使用する場合、または植生シート工の標準品と環境品を使用する場合、施工規模は合計施工数量で判定する。  
3. 張芝工については、1 工事において法面部と平面部に施工する場合、施工規模は合計施工数量で判定する。

2-4 直接工事費の算出  
~~直接工事費 = 設計単価 × (注) × 設計数量~~  
 (注) 設計単価 = 標準の市場単価 × (1 + S<sub>0</sub> or S<sub>1</sub> or S<sub>2</sub> or S<sub>2</sub>/100) × (K<sub>1</sub> × K<sub>2</sub> × K<sub>3</sub>)

3. 適用にあたっての留意事項  
 市場単価の適用にあたっては、下記の点に留意すること。
- (1) モルタル吹付工、コンクリート吹付工
- 1) 法面部への施工を標準とするが、法面に一部平面部（小段等）が含まれる施工にも適用出来る。ただし、平面部への施工には適用出来ない。
  - 2) モルタル、コンクリートの強度は、15N/㎠ (150kgf/㎠) 程度以上とする。
  - 3) 特殊セメントを除き、普通セメント、高炉セメントの種別にかかわらず適用出来る。
  - 4) 菱形金網は、線形 2.0mm 網目 50mm、アンカーピンは φ 9(D10) × L = 200mm・1.5 本/㎡、及び φ 16(D16) × L = 400mm・0.3 本/㎡ をそれぞれ標準とする。
  - 5) 溶接金網を使用する場合は適用出来ない。
  - 6) ラス張工はスぺーサの有無にかかわらず適用出来る。
  - 7) 補強鉄筋が必要な場合は別途計上する。
  - 8) 仮設ロープ等による施工を標準とする。
  - 9) 目地及び水抜パイプ等の施工の有無にかかわらず適用出来る。
  - 10) 吸出し防止材が必要な場合は材料費、設置手間を別途計上する。
  - 11) オーバーハングの法面は別途考慮する。
  - 12) 施工規模は、モルタル吹付工、コンクリート吹付工のそれぞれ 1 工事の全体数量で判定する。
- (2) 植生基材吹付工
- 1) 菱形金網は、線形 2.0mm 網目 50mm、アンカーピンは φ 9(D10) × L = 200mm・1.5 本/㎡、及び φ 16(D16) × L = 400mm・0.3 本/㎡ をそれぞれ標準とする。
  - 2) 仮設ロープ等による施工を標準とする。
  - 3) 施工規模は、植生基材吹付工のみの 1 工事の全体数量で判定する。
  - 4) 植生基材吹付工は、法面部への施工を標準とするが、法面に一部平面部（小段等）が含まれる施工にも適用出来る。ただし、平面部への施工には適用出来ない。
  - 5) ラス張工はスぺーサの有無にかかわらず適用出来る。
  - 6) 生育基盤材、肥料、接合材を含む。

(注) 設計単価 = 標準の市場単価 × (1 + S<sub>0</sub> or S<sub>1</sub> or S<sub>2</sub>/100) × (K<sub>1</sub> × K<sub>2</sub> × K<sub>3</sub>)

3. 適用にあたっての留意事項  
 市場単価の適用にあたっては、下記の点に留意すること。
- (1) モルタル吹付工、コンクリート吹付工
- 1) 法面部への施工を標準とするが、法面に一部平面部（小段等）が含まれる施工にも適用出来る。ただし、平面部への施工には適用出来ない。
  - 2) モルタル、コンクリートの強度は、15N/㎠ (150kgf/㎠) 程度以上とする。
  - 3) 特殊セメントを除き、普通セメント、高炉セメントの種別にかかわらず適用出来る。
  - 4) 菱形金網は、線形 2.0mm 網目 50mm、アンカーピンは φ 9(D10) × L = 200mm・1.5 本/㎡、及び φ 16(D16) × L = 400mm・0.3 本/㎡ をそれぞれ標準とする。
  - 5) 溶接金網を使用する場合は適用出来ない。
  - 6) ラス張工はスぺーサの有無にかかわらず適用出来る。
  - 7) 補強鉄筋が必要な場合は別途計上する。
  - 8) 仮設ロープ等による施工を標準とする。
  - 9) 目地及び水抜パイプ等の施工の有無にかかわらず適用出来る。
  - 10) 吸出し防止材が必要な場合は材料費、設置手間を別途計上する。
  - 11) オーバーハングの法面は別途考慮する。
  - 12) 施工規模は、モルタル吹付工、コンクリート吹付工のそれぞれ 1 工事の全体数量で判定する。
- (2) 植生基材吹付工
- 1) 菱形金網は、線形 2.0mm 網目 50mm、アンカーピンは φ 9(D10) × L = 200mm・1.5 本/㎡、及び φ 16(D16) × L = 400mm・0.3 本/㎡ をそれぞれ標準とする。
  - 2) 仮設ロープ等による施工を標準とする。
  - 3) 施工規模は、植生基材吹付工のみの 1 工事の全体数量で判定する。
  - 4) 植生基材吹付工は、法面部への施工を標準とするが、法面に一部平面部（小段等）が含まれる施工にも適用出来る。ただし、平面部への施工には適用出来ない。
  - 5) ラス張工はスぺーサの有無にかかわらず適用出来る。
  - 6) 生育基盤材、肥料、接合材を含む。
- (3) 客土吹付工、種子散布工
- 1) 客土吹付工に併用して施工するラス張工は、第VI編第2章④-2吹付付工による。
  - 2) 施工規模は、客土吹付工、種子散布工それぞれの 1 工事の全体数量で判定する。
  - 3) 客土吹付工は、法面部への施工を標準とするが、法面に一部平面部（小段等）が含まれる施工にも適用出来る。ただし、平面部への施工には適用出来ない。
  - 4) 種子散布工は施工場所（法面部・平面部）にかかわらず適用出来る。
  - 5) 「繊維ネット工」が必要な場合は材料費、設置手間を別途計上する。
  - 6) 沖繩の種子散布工は土壌固結化剤を使用する。
- (4) 枠内吹付工
- 1) 枠内吹付に伴う法面清掃およびラス・アンカーピンの設置は第VI編第2章④-2吹付付工による。
- (5) 植生マット工、植生シート工、繊維ネット工
- 1) 肥料袋付（肥料袋間隔：40～50cm）が 2 重ネット、肥料袋無が 1 重ネットを標準とする。
  - 2) アンカーピン及び止め釘の使用数量は植生マット工、繊維ネット工（肥料袋付）が 6 本/㎡ 程度、植生シート工が 4 本/㎡ 程度、繊維ネット（肥料袋無）が 3 本/㎡ 程度を標準とする。また、アンカーピンは φ 9(D10) × L = 200mm、止め釘は L = 150mm を標準とする。
  - 3) 繊維ネット工は、種子の費用を含まない。
  - 4) 施工規模は、1 工事における植生マット工、植生シート工の合計数量で判定する。
  - 5) 繊維ネット工を単独で施工する場合、施工規模は繊維ネット工のみの 1 工事の全体数量で判定する。客土吹付工または種子散布工を併用する場合、施工規模は客土吹付工または種子散布工の数量で判定する。

P. 77  
 VI-2-④-7  
 第VI編  
 土木工事標準  
 単価・市場単  
 価  
 第2章  
 市場単価  
 ④法面工

改訂（新）

現行（旧）

2-2 市場単位の規格・仕様  
吹付砕工の規格・仕様区分は、下表のとおりである。

表2.1 規格・仕様

区 分	規格・仕様	単 位
吹付砕工	梁断面 150 × 150	m
	〃 200 × 200	
	〃 300 × 300	
	〃 400 × 400	
	〃 500 × 500	
	〃 600 × 600	
ラス張工	法面清掃及びラス・アンカーピン設置	m <sup>2</sup>

2-3 加算率・補正係数  
(1) 加算率・補正係数の適用基準

表2.2 加算率・補正係数の適用基準

規格・仕様	適用基準	記号	備考
加算率 施 工 規 模	標準	S <sub>0</sub>	全体数量
	1 工事の施工規模が標準より小さい場合は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。	S <sub>1</sub> S <sub>2</sub> S <sub>3</sub>	全体数量
	時間的制約を受ける場合	K <sub>1</sub>	対象数量
補正係数 ラス張工で法面清掃を必要としない場合	通常勤務すべき1日の作業時間（所定労働時間）を7時間以下4時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K <sub>1</sub>	対象数量
	ラス張工で法面清掃を必要としない場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K <sub>2</sub>	対象数量

(2) 加算率・補正係数の数値

表2.3 加算率・補正係数の数値

区 分	記号	吹付砕工	ラス張工
加算率 施 工 規 模	S <sub>0</sub>	500m以上 0%	1,000 m <sup>2</sup> 以上 0%
	S <sub>1</sub>	250m以上500m未満 10%	500 m <sup>2</sup> 以上1,000 m <sup>2</sup> 未満 15%
	S <sub>2</sub>	100m以上250m未満 20%	250 m <sup>2</sup> 以上500 m <sup>2</sup> 未満 30%
	S <sub>3</sub>	100m未満 40%	250 m <sup>2</sup> 未満 40%
	補正係数 時間的制約を受ける場合	K <sub>1</sub>	1.10
補正係数 ラス張工で法面清掃を必要としない場合	K <sub>2</sub>	—	0.75

(注) 1. 施工規模加算率 (S<sub>1</sub>)、(S<sub>2</sub>) 又は (S<sub>3</sub>) と時間的制約を受ける場合の補正係数 (K<sub>1</sub>) が重複する場合は、施工規模加算率のみを対象とする。  
2. ラス張工で法面清掃を必要としない場合の補正係数 (K<sub>2</sub>) は、客土吹付工においてラス張工を施工する場合に適用する。補正により、法面清掃とその際発生する残土の積込・運搬費用が市場単価より除かれる。

2-2 市場単位の規格・仕様  
吹付砕工の規格・仕様区分は、下表のとおりである。

表2.1 規格・仕様

区 分	規格・仕様	単 位
吹付砕工	梁断面 150 × 150	m
	〃 200 × 200	
	〃 300 × 300	
	〃 400 × 400	
	〃 500 × 500	
	〃 600 × 600	
ラス張工	法面清掃及びラス・アンカーピン設置	m <sup>2</sup>

2-3 加算率・補正係数  
(1) 加算率・補正係数の適用基準

表2.2 加算率・補正係数の適用基準

規格・仕様	適用基準	記号	備考
加算率 施 工 規 模	標準	S <sub>0</sub>	全体数量
	1 工事の施工規模が標準より小さい場合は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。	S <sub>1</sub> S <sub>2</sub>	全体数量
	時間的制約を受ける場合	K <sub>1</sub>	対象数量
補正係数 ラス張工で法面清掃を必要としない場合	通常勤務すべき1日の作業時間（所定労働時間）を7時間以下4時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K <sub>1</sub>	対象数量
	ラス張工で法面清掃を必要としない場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K <sub>2</sub>	対象数量

(2) 加算率・補正係数の数値

表2.3 加算率・補正係数の数値

区 分	記号	吹付砕工	ラス張工
加算率 施 工 規 模	S <sub>0</sub>	500m以上 0%	1,000 m <sup>2</sup> 以上 0%
	S <sub>1</sub>	250m以上500m未満 10%	500 m <sup>2</sup> 以上1,000 m <sup>2</sup> 未満 15%
	S <sub>2</sub>	250m未満 20%	500 m <sup>2</sup> 未満 30%
補正係数 時間的制約を受ける場合	K <sub>1</sub>	1.10	1.15
	補正係数 ラス張工で法面清掃を必要としない場合	K <sub>2</sub>	—

(注) 1. 施工規模加算率 (S<sub>1</sub>) 又は (S<sub>2</sub>) と時間的制約を受ける場合の補正係数 (K<sub>1</sub>) が重複する場合は、施工規模加算率のみを対象とする。  
2. ラス張工で法面清掃を必要としない場合の補正係数 (K<sub>2</sub>) は、客土吹付工においてラス張工を施工する場合に適用する。補正により、法面清掃とその際発生する残土の積込・運搬費用が市場単価より除かれる。

P. 81  
VI-2-④-14

第VI編  
土木工事標準  
単価・市場単  
価

第2章  
市場単価

④法面工

改訂（新）

現行（旧）

2-4 加算額  
加算率の適用基準

表2.4 加算率の適用

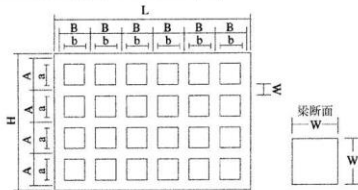
規格・仕様	適用基準	単位
加算額 水切モルタル・コンクリート	水切モルタル・コンクリートを施工する場合、設計数量にしたがって加算する。	m <sup>2</sup>
	吹付表面をコテ仕上げをする場合、設計数量にしたがって加算する。	m <sup>2</sup>

2-5 直接工事費の算出

直接工事費 = (設計単価 (注1) × 設計数量) + 加算額総金額 (注2)  
 (注1) 設計単価 = 標準の市場単価 × (1 + S<sub>1</sub>) 又は S<sub>1</sub>、S<sub>2</sub> 又は S<sub>1</sub>/100 × (K<sub>1</sub> × K<sub>2</sub>) (注2) 加算額総金額 = 加算額 × 総数量

3. 適用にあたっての留意事項

- 市場単価の適用にあたっては、以下の点に留意すること。  
 (1) 法枠長を計上する際の梁の距離は、下記を基本とする。



計算方法

縦枠：H × { (L - W) ÷ B + 1 }  
 横枠：b × { (L - W) ÷ B } × { (H - W) ÷ A + 1 }

- 土質及び法勾配は問わない。
- モルタル・コンクリートの強度は18N/mm<sup>2</sup>程度以上とする。
- 異形棒鋼の材質はSD295A、SD345を問わない。
- スターラップ（梁断面サイズ400×400以上）及び水抜パイプの有無は問わない。
- 仮設ロープ等による施工を標準とする。
- 主アンカー（法枠交点部のアンカー）の種類による市場単価の適用の可否は次表による。また、主アンカーに使用するアンカーバー及び補助アンカー（アンカーピン）の長さは1.0m以内とする。

2-4 加算額  
加算率の適用基準

表2.4 加算率の適用

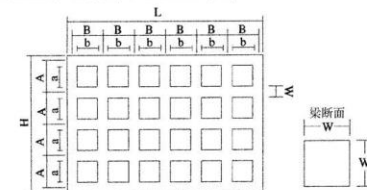
規格・仕様	適用基準	単位
加算額 水切モルタル・コンクリート	水切モルタル・コンクリートを施工する場合、設計数量にしたがって加算する。	m <sup>2</sup>
	吹付表面をコテ仕上げをする場合、設計数量にしたがって加算する。	m <sup>2</sup>

2-5 直接工事費の算出

直接工事費 = (設計単価 (注1) × 設計数量) + 加算額総金額 (注2)  
 (注1) 設計単価 = 標準の市場単価 × (1 + S<sub>1</sub>) 又は S<sub>1</sub>、S<sub>2</sub> 又は S<sub>1</sub>/100 × (K<sub>1</sub> × K<sub>2</sub>) (注2) 加算額総金額 = 加算額 × 総数量

3. 適用にあたっての留意事項

- 市場単価の適用にあたっては、以下の点に留意すること。  
 (1) 法枠長を計上する際の梁の距離は、下記を基本とする。



計算方法

縦枠：H × { (L - W) ÷ B + 1 }  
 横枠：b × { (L - W) ÷ B } × { (H - W) ÷ A + 1 }

- 土質及び法勾配は問わない。
- モルタル・コンクリートの強度は18N/mm<sup>2</sup>程度以上とする。
- 異形棒鋼の材質はSD295A、SD345を問わない。
- スターラップ（梁断面サイズ400×400以上）及び水抜パイプの有無は問わない。
- 仮設ロープ等による施工を標準とする。
- 主アンカー（法枠交点部のアンカー）の種類による市場単価の適用の可否は次表による。また、主アンカーに使用するアンカーバー及び補助アンカー（アンカーピン）の長さは1.0m以内とする。



	改訂（新）	現行（旧）
<p>P. 98 VI-2-⑥-1 第VI編 土木工事標準 単価・市場単 価 第2章 市場単価 ⑥橋梁付属物工</p>	<p>⑥橋梁付属物工</p> <p>⑥-1 橋梁用伸縮継手装置設置工</p> <p>1. 適用範囲</p> <p>本資料は、市場単価方式による、橋梁用伸縮継手装置（ジョイント）設置工に適用する。</p> <p>1-1 市場単価が適用出来る範囲</p> <p>(1) 伸縮装置本体質量（ボルト後締めの場合は、本体に付属するアンカーボルトを除く）が、1.8m当り 180 kg以下の伸縮装置（別紙一覧表参照）の新設及び補修工事で、以下の工事とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 未供用部の橋梁及び拉幅部等の伸縮装置を新たに設置する工事。</li> <li>2) 1日で完了する急速施工の既設橋の伸縮装置補修（取替）工事。</li> <li>3) 上記に該当する工事で、縦目地を施工する場合。</li> </ol> <p>1-2 市場単価を適用出来ない範囲</p> <p>(1) 特別調査等、別途考慮するもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 旧伸縮装置本体質量（ボルト後締めの場合は、本体に付属するアンカーボルトを除く）が、1.8m当り 180 kgを超える補修工事。</li> <li>2) 旧伸縮装置が、鋼製フィンガージョイント及び鋼製スライドジョイント、埋設型伸縮装置の場合。</li> <li>3) 打設コンクリートに樹脂コンクリート、あるいは樹脂モルタルを使用する場合。</li> <li>4) 新設工事で打設コンクリートに超速硬コンクリートを使用する場合。</li> <li>5) 補修において、はつり部に補強鉄筋のある樹脂コンクリートの場合。</li> <li>6) 仮復旧等を伴う作業。</li> <li>7) ボルト固定による取り替え可能な伸縮装置の場合。</li> <li>8) 離島および山間僻地等で、明らかに単価が異なると判断される地域の場合。</li> <li>9) 鋼床版の場合。</li> <li>10) 補修において、はつり工にウオータージェットを用いる場合。</li> <li>11) その他、規格・仕様が適合せず市場単価を適用出来ない場合。</li> </ol>	<p>⑥橋梁付属物工</p> <p>⑥-1 橋梁用伸縮継手装置設置工</p> <p>1. 適用範囲</p> <p>本資料は、市場単価方式による、橋梁用伸縮継手装置（ジョイント）設置工に適用する。</p> <p>1-1 市場単価が適用出来る範囲</p> <p>(1) 伸縮装置本体質量（ボルト後締めの場合は、本体に付属するアンカーボルトを除く）が、1.8m当り 180 kg以下の伸縮装置（別紙一覧表参照）の新設及び補修工事で、以下の工事とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 未供用部の橋梁及び拉幅部等の伸縮装置を新たに設置する工事。</li> <li>2) 1日で完了する急速施工の既設橋の伸縮装置補修（取替）工事。</li> <li>3) 上記に該当する工事で、縦目地を施工する場合。</li> </ol> <p>1-2 市場単価を適用出来ない範囲</p> <p>(1) 特別調査等、別途考慮するもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 旧伸縮装置本体質量（ボルト後締めの場合は、本体に付属するアンカーボルトを除く）が、1.8m当り 180 kgを超える補修工事。</li> <li>2) 旧伸縮装置が、鋼製フィンガージョイント及び鋼製スライドジョイント、埋設型伸縮装置の場合。</li> <li>3) 打設コンクリートに樹脂コンクリート、あるいは樹脂モルタルを使用する場合。</li> <li>4) 新設工事で打設コンクリートに超速硬コンクリートを使用する場合。</li> <li>5) 補修において、はつり部に補強鉄筋のある樹脂コンクリートの場合。</li> <li>6) 仮復旧等を伴う作業。</li> <li>7) ボルト固定による取り替え可能な伸縮装置の場合。</li> <li>8) 離島および山間僻地等で、明らかに単価が異なると判断される地域の場合。</li> <li>9) 鋼床版の場合。</li> <li>10) その他、規格・仕様が適合せず市場単価を適用出来ない場合。</li> </ol>
	<p>VI-2-⑥-1 98</p>	<p>VI-2-⑥-1 97</p>









改訂（新）

現行（旧）

⑥-2 橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工

1. 適用範囲

本資料は、市場単価方式による、橋梁用埋設型伸縮継手装置（埋設型ジョイント）設置工に適用する。

1-1 市場単価が適用出来る範囲

(1) 伸縮量が50mm（±25mm）以下の橋梁を対象とし、主に特殊合材（弾性合材）により桁の伸縮を吸収する構造を持つ埋設型伸縮継手装置で、以下の場合に適用する。

- 1) 未供用部の橋梁及び拉幅部等の埋設型伸縮継手装置を新たに設置する工事。
- 2) 1日で完了する急速施工の既設橋の伸縮装置補修（取替）工事で、旧伸縮装置が下記の仕様の場合。
  - ① 「市場単価⑥-1 橋梁用伸縮継手装置設置工」の適用範囲内の製品である場合。
  - ② 突合わせ目地（無処理目地又は蒸気系目地の単純なもの）である場合。
  - ③ 埋設型伸縮装置である場合。

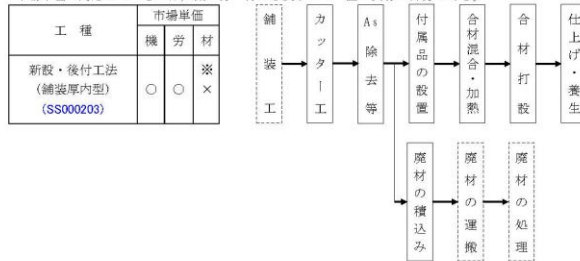
1-2 市場単価が適用できない範囲

- (1) 特別調査等、別途考慮するもの。
  - 1) 特殊合材（弾性合材）を用いない鋼製金物による荷重支持型の橋梁用埋設型伸縮継手装置（埋設型ジョイント）。
  - 2) 旧伸縮装置が、鋼製フィンガージョイント及び鋼製スライドジョイントの場合
  - 3) ヘキサロック工法の場合。
  - 4) 打設コンクリートに樹脂コンクリート、あるいは樹脂モルタルを使用する場合。
  - 5) 仮復旧を伴う作業。
  - 6) 難島および山間僻地等で、明らかに単価が異なると判断される地域の場合。
  - 7) 補修において、はつり工にウォータージェットを用いる場合。
  - 8) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用出来ない場合。

2. 市場単価の設定

2-1 市場単価の構成と範囲

市場単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線の部分である。



- (注) 1. 伸縮装置本体及び本体に付属する金具等一式は、加算額(本体材料費)により計上する。
2. 作業に必要な資材及び施工に伴う諸資材のロス等を含む。
3. ※については、施工コード(SS000203)で考慮されているため別途計上する必要はない。

⑥-2 橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工

1. 適用範囲

本資料は、市場単価方式による、橋梁用埋設型伸縮継手装置（埋設型ジョイント）設置工に適用する。

1-1 市場単価が適用出来る範囲

(1) 伸縮量が50mm（±25mm）以下の橋梁を対象とし、主に特殊合材（弾性合材）により桁の伸縮を吸収する構造を持つ埋設型伸縮継手装置で、以下の場合に適用する。

- 1) 未供用部の橋梁及び拉幅部等の埋設型伸縮継手装置を新たに設置する工事。
- 2) 1日で完了する急速施工の既設橋の伸縮装置補修（取替）工事で、旧伸縮装置が下記の仕様の場合。
  - ① 「市場単価⑥-1 橋梁用伸縮継手装置設置工」の適用範囲内の製品である場合。
  - ② 突合わせ目地（無処理目地又は蒸気系目地の単純なもの）である場合。
  - ③ 埋設型伸縮装置である場合。

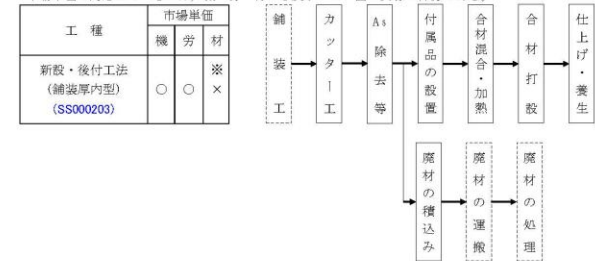
1-2 市場単価が適用できない範囲

- (1) 特別調査等、別途考慮するもの。
  - 1) 特殊合材（弾性合材）を用いない鋼製金物による荷重支持型の橋梁用埋設型伸縮継手装置（埋設型ジョイント）。
  - 2) 旧伸縮装置が、鋼製フィンガージョイント及び鋼製スライドジョイントの場合
  - 3) ヘキサロック工法の場合。
  - 4) 打設コンクリートに樹脂コンクリート、あるいは樹脂モルタルを使用する場合。
  - 5) 仮復旧を伴う作業。
  - 6) 難島および山間僻地等で、明らかに単価が異なると判断される地域の場合。
  - 7) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用出来ない場合。

2. 市場単価の設定

2-1 市場単価の構成と範囲

市場単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線の部分である。



- (注) 1. 伸縮装置本体及び本体に付属する金具等一式は、加算額(本体材料費)により計上する。
2. 作業に必要な資材及び施工に伴う諸資材のロス等を含む。
3. ※については、施工コード(SS000203)で考慮されているため別途計上する必要はない。

P.108  
VI-2-⑥-11  
第VI編  
土木工事標準  
単価・市場単  
価  
第2章  
市場単価  
⑥橋梁付属物工

P. 113  
VI-2-⑥-17  
第VI編  
土木工事標準  
単価・市場単  
価  
第2章  
市場単価  
⑥橋梁付属物工

改訂 (新)

<参考資料> ◆市場単価適用可能 橋梁用埋設型伸縮継手装置一覧表

製作会社名	伸縮装置名称	【用途関係】										備考	
		歩道		歩道		歩道		歩道		歩道			材料区分
		歩道	歩道	歩道	歩道	歩道	歩道	歩道	歩道	歩道			
アオイ化学工業	ラバトップジョイント埋設型	○	○	○	○	○	○	○	○	○	500	75	
山王	MMJジョイントDS型	○	○	○	○	○	○	○	○	○	400	75	鉄骨材・断面形状等
東亜アパリアック工業	インナージョイント	○	○	○	○	○	○	○	○	○	500	75	
ヒートロック工業	シーMLSジョイントSJM	○	○	○	○	○	○	○	○	○	400(400)	120(40)	断面60mm 高さ不可
メンテナンス九州	シーMLSジョイントSJM	○	○	○	○	○	○	○	○	○	400(400)	40(40)	断面60mm 高さ不可
橋底ゴム	シーMLSジョイント	○	○	○	○	○	○	○	○	○	500	50	

VI-2-⑥-17

※1. 断面寸法は、装飾の設計に合わせて決定する。  
※2. 標準断面寸法が ( ) となっている欄格については、床板間置き寸法を表す。

現行 (旧)

<参考資料> ◆市場単価適用可能 橋梁用埋設型伸縮継手装置一覧表

製作会社名	伸縮装置名称	【用途関係】										備考	
		歩道		歩道		歩道		歩道		歩道			材料区分
		歩道	歩道	歩道	歩道	歩道	歩道	歩道	歩道	歩道			
アオイ化学工業	ラバトップジョイント埋設型	○	○	○	○	○	○	○	○	○	500	75	
山王	MMJジョイントDS型	○	○	○	○	○	○	○	○	○	400	75	鉄骨材・断面形状等
東亜アパリアック工業	インナージョイント	○	○	○	○	○	○	○	○	○	500	75	
ヒートロック工業	シーMLSジョイントSJM	○	○	○	○	○	○	○	○	○	400(400)	120(40)	断面60mm 高さ不可
メンテナンス九州	シーMLSジョイントSJM	○	○	○	○	○	○	○	○	○	400(400)	40(40)	断面60mm 高さ不可
橋底ゴム	シーMLSジョイント	○	○	○	○	○	○	○	○	○	500	50	

VI-2-⑥-17

※1. 断面寸法は、実際の設計に合わせて決定する。  
※2. 標準断面寸法が ( ) となっている欄格については、床板間置き寸法を表す。

改訂（新）

現行（旧）

(注) 施工規模加算 (S<sub>1</sub>) 又は (S<sub>2</sub>) と時間的制約を受ける場合の補正係数 (K<sub>1</sub>) が重複する場合は、施工規模加算率のみを対象とする。

(2) 加算率・補正係数の数値

表2.16 加算率・補正係数の数値(設置工)

区 分	記号	標識柱・基礎		標識柱			標識板		添架式標識板 取付金具		基 礎
		路側式	片持式	門型式	案内 (新設)	案内 (移設)	案内以外	番号・ 照明柱	歩道橋		
加算率	施工規模	S <sub>0</sub>	5基以上 0%	3基以上 0%	3基以上 0%	10㎡以上 0%	10㎡以上 0%	5基以上 0%	-	-	-
		S <sub>1</sub>	3~4基 15%	2基 40%	2基 40%	10㎡未満 5%	10㎡未満 30%	3~4基 15%	-	-	-
		S <sub>2</sub>	2基以下 25%	1基 100%	1基 100%	-	-	2基以下 25%	-	-	-
補正係数	時間的制約を受ける場合	K <sub>1</sub>	1.10	1.10	1.05	1.00	1.05	1.15	1.05	1.05	1.05
	夜間作業	K <sub>2</sub>	1.30	1.35	1.35	1.05	1.35	1.50	1.15	1.25	1.25
	障害物のある場合	K <sub>3</sub>	-	-	-	-	-	-	-	-	1.25
	門型式標識柱の基礎の場合	K <sub>4</sub>	-	-	-	-	-	-	-	-	1.10
	景観色塗装柱の場合	K <sub>5</sub>	1.10	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) 1. 「案内以外」は、警戒・規制・指示・路線番号標識に適用する。  
2. 標識板設置の施工規模は、標識板の1枚当りの面積区分によらず1工事の全体数量で判断する。ただし、1工事において設置、及び撤去の作業がある場合は、設置・撤去それぞれの合計数量で判断する。

表2.17 加算率・補正係数の数値(撤去工)

区 分	記号	標識柱・基礎		標識柱			標識板		添架式 標識板		基 礎
		路側式	片持式	門型式	案内	案内以外					
加算率	施工規模	S <sub>0</sub>	5基以上 0%	3基以上 0%	3基以上 0%	10㎡以上 0%	5基以上 0%	-	-	-	
		S <sub>1</sub>	3~4基 15%	2基 40%	2基 40%	10㎡未満 30%	3~4基 15%	-	-	-	
		S <sub>2</sub>	2基以下 25%	1基 100%	1基 100%	-	2基以下 25%	-	-	-	
補正係数	時間的制約を受ける場合	K <sub>1</sub>	1.10	1.10	1.05	1.05	1.15	1.05	1.05	1.05	
	夜間作業	K <sub>2</sub>	1.50	1.35	1.35	1.35	1.50	1.25	1.35	1.35	

(注) 標識板撤去の施工規模は、標識板の1枚当りの面積区分によらず1工事の全体数量で判断する。ただし、1工事において設置、及び撤去の作業がある場合は、設置・撤去それぞれの合計数量で判断する。

(注) 施工規模加算 (S<sub>1</sub>) 又は (S<sub>2</sub>) と時間的制約を受ける場合の補正係数 (K<sub>1</sub>) が重複する場合は、施工規模加算率のみを対象とする。

(2) 加算率・補正係数の数値

表2.16 加算率・補正係数の数値(設置工)

区 分	記号	標識柱・基礎		標識柱			標識板		添架式標識板 取付金具		基 礎
		路側式	片持式	門型式	案内 (新設)	案内 (移設)	案内以外	番号・ 照明柱	歩道橋		
加算率	施工規模	S <sub>0</sub>	5基以上 0%	3基以上 0%	3基以上 0%	10㎡以上 0%	10㎡以上 0%	5基以上 0%	-	-	-
		S <sub>1</sub>	3~4基 15%	2基 40%	2基 40%	10㎡未満 5%	10㎡未満 30%	3~4基 15%	-	-	-
		S <sub>2</sub>	2基以下 25%	1基 100%	1基 100%	-	-	2基以下 25%	-	-	-
補正係数	時間的制約を受ける場合	K <sub>1</sub>	1.10	1.10	1.05	1.00	1.05	1.15	1.05	1.05	1.05
	夜間作業	K <sub>2</sub>	1.30	1.35	1.35	1.05	1.35	1.50	1.15	1.25	1.25
	障害物のある場合	K <sub>3</sub>	-	-	-	-	-	-	-	-	1.25
	門型式標識柱の基礎の場合	K <sub>4</sub>	-	-	-	-	-	-	-	-	1.10
	景観色塗装柱の場合	K <sub>5</sub>	1.10	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) 1. 「案内以外」は、警戒・規制・指示・路線番号標識に適用する。  
2. 標識板設置の施工規模は、標識板の1枚当りの面積区分によらず1工事の全体数量で判断する。

表2.17 加算率・補正係数の数値(撤去工)

区 分	記号	標識柱・基礎		標識柱			標識板		添架式 標識板		基 礎
		路側式	片持式	門型式	案内	案内以外					
加算率	施工規模	S <sub>0</sub>	5基以上 0%	3基以上 0%	3基以上 0%	10㎡以上 0%	5基以上 0%	-	-	-	
		S <sub>1</sub>	3~4基 15%	2基 40%	2基 40%	10㎡未満 30%	3~4基 15%	-	-	-	
		S <sub>2</sub>	2基以下 25%	1基 100%	1基 100%	-	2基以下 25%	-	-	-	
補正係数	時間的制約を受ける場合	K <sub>1</sub>	1.10	1.10	1.05	1.05	1.15	1.05	1.05	1.05	
	夜間作業	K <sub>2</sub>	1.50	1.35	1.35	1.35	1.50	1.25	1.35	1.35	

(注) 標識板撤去の施工規模は、標識板の1枚当りの面積区分によらず1工事の全体数量で判断する。

P.123  
VI-2-⑧-6

第VI編  
土木工事標準  
単価・市場単  
価

第2章  
市場単価

⑧道路標識設置  
工



改訂（新）

現行（旧）

表2.7 道路付属物撤去

区分	規格・仕様	単位
視線誘導標 (スノーポール 併用型含む)	土中建込用	本
	コンクリート建込用	
	防護柵取付用	
	構造物取付用	
境界杭		本
道路鉄	穿孔式	個
	貼付式	
車線分離標	可変式（穿孔式・1本脚）	本
	着脱式（穿孔式・3本脚）	
	固定式（貼付式）	
境界鉄		枚

(注) 境界杭は、河川境界杭を含む。

表2.7 道路付属物撤去

区分	規格・仕様	単位
視線誘導標 (スノーポール 併用型含む)	土中建込用	本
	コンクリート建込用	
	防護柵取付用	
	構造物取付用	
境界杭		本
道路鉄	穿孔式	個
	貼付式	
車線分離標	可変式（穿孔式・1本脚）	本
	着脱式（穿孔式・3本脚）	
	固定式（貼付式）	
境界鉄		枚

(注) 境界杭は、河川境界杭を含む。

2-3 加算率・補正係数  
(1) 加算率・補正係数の適用基準

表2.8 加算率・補正係数の適用基準

区分	記号	適用基準	備考
加算率 施工規模	S <sub>0</sub>	標準	全体 数量
	S <sub>1</sub>	1 工事の施工規模が標準より小さい場合は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。	
	S <sub>2</sub>	2 1 工事の施工規模が標準より小さい場合は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。	
補正係数 時間的制約を受ける場合	K <sub>1</sub>	通常勤務すべき1日の作業時間（所定労働時間）を7時間以下4時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	対象 数量
	K <sub>2</sub>	通常勤務すべき時間（所定労働時間）帯を変更して、作業時間が夜間（20時～6時）にかかる場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	

(2) 加算率・補正係数の数値

表2.9 加算率・補正係数の数値(設置工)

区分	記号	視線誘導標	境界杭	道路鉄	車線分離標	境界鉄
加算率 施工規模	S <sub>0</sub>	(30本以上) 0%	(30本以上) 0%	(30個以上) 0%	(30本以上) 0%	(30枚以上) 0%
	S <sub>1</sub>	(10本以上 30本未満) 10%	(10本以上 30本未満) 20%	(10個以上 30個未満) 5%	(10本以上 30本未満) 5%	(10枚以上 30枚未満) 20%
	S <sub>2</sub>	(10本未満) 15%	(10本未満) 30%	(10個未満) 10%	(10本未満) 10%	(10枚未満) 30%
補正係数 時間的制約を受ける場合	K <sub>1</sub>	1.10	1.20	1.05	1.05	1.20
	K <sub>2</sub>	1.20	1.50	1.15	1.15	1.50

(注) 1. 複数の規格・仕様を含む工事の施工規模の判定は、1 工事における全規格・仕様の全体数量で判定する。ただし、1 工事において設置、及び撤去の作業がある場合は、設置・撤去それぞれの合計数量で判定する。  
2. 施工規模加算率（S<sub>1</sub>）または（S<sub>2</sub>）と時間的制約を受ける場合の補正係数（K<sub>1</sub>）が重複する場合は、施工規模加算率のみを対象とする。

VI-2-⑨-6

2-3 加算率・補正係数  
(1) 加算率・補正係数の適用基準

表2.8 加算率・補正係数の適用基準

区分	記号	適用基準	備考
加算率 施工規模	S <sub>0</sub>	標準	全体 数量
	S <sub>1</sub>	1 工事の施工規模が標準より小さい場合は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。	
	S <sub>2</sub>	2 1 工事の施工規模が標準より小さい場合は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。	
補正係数 時間的制約を受ける場合	K <sub>1</sub>	通常勤務すべき1日の作業時間（所定労働時間）を7時間以下4時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	対象 数量
	K <sub>2</sub>	通常勤務すべき時間（所定労働時間）帯を変更して、作業時間が夜間（20時～6時）にかかる場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	

(2) 加算率・補正係数の数値

表2.9 加算率・補正係数の数値(設置工)

区分	記号	視線誘導標	境界杭	道路鉄	車線分離標	境界鉄
加算率 施工規模	S <sub>0</sub>	(30本以上) 0%	(30本以上) 0%	(30個以上) 0%	(30本以上) 0%	(30枚以上) 0%
	S <sub>1</sub>	(10本以上 30本未満) 10%	(10本以上 30本未満) 20%	(10個以上 30個未満) 5%	(10本以上 30本未満) 5%	(10枚以上 30枚未満) 20%
	S <sub>2</sub>	(10本未満) 15%	(10本未満) 30%	(10個未満) 10%	(10本未満) 10%	(10枚未満) 30%
補正係数 時間的制約を受ける場合	K <sub>1</sub>	1.10	1.20	1.05	1.05	1.20
	K <sub>2</sub>	1.20	1.50	1.15	1.15	1.50

(注) 施工規模加算率（S<sub>1</sub>）又は（S<sub>2</sub>）と時間的制約を受ける場合の補正係数（K<sub>1</sub>）が重複する場合は、施工規模加算率のみを対象とする。

VI-2-⑨-6

P.132  
VI-2-⑨-6

第VI編  
土木工事標準  
単価・市場単  
価

第2章  
市場単価

⑨道路付属物設  
置工

改訂（新）

現行（旧）

表2.10 加算率・補正係数の数値(撤去工)

区 分	記号	視線誘導標	境界杭	道路紙	車線分離標	境界紙
加算率	施工規模	S <sub>0</sub>	(30本以上) 0%	(30本以上) 0%	(30個以上) 0%	(30枚以上) 0%
		S <sub>1</sub>	(10本以上 30本未満) 20%	(10本以上 30本未満) 20%	(10個以上 30個未満) 20%	(10枚以上 30枚未満) 20%
		S <sub>2</sub>	(10本未満) 30%	(10本未満) 30%	(10個未満) 30%	(10枚未満) 30%
補正係数	時間的制約を受ける場合	K <sub>1</sub>	1.20	1.20	1.20	1.20
	夜間作業	K <sub>2</sub>	1.50	1.50	1.50	1.50

(注) 1. 標識の規格・仕様を含む工事の施工規模の判定は、1工事における全規格・仕様の全体数量で判定する。ただし、1工事において設置、及び撤去の作業がある場合は、設置・撤去それぞれの合計数量で判定する。  
2. 施工規模加算率 (S<sub>1</sub>) または (S<sub>2</sub>) と時間的制約を受ける場合の補正係数 (K<sub>1</sub>) が重複する場合は、施工規模加算率のみを対象とする。

2-4 加算額

(1) 加算額の適用基準

表2.11 加算額の適用基準

規格・仕様	適用基準	単位	備考
視線誘導標	防塵型 (プロペラ型)	反射体 径 φ100以下 反射体 径 φ300	面 対象数量
	さや管	面 対象数量	

(注) 防塵型(プロペラ型)の加算額は、反射体1面当たりの単価であり、両面防塵型を使用する場合は、視線誘導標1本当たり2面分を加算する。

2-5 直接工事費の算出

直接工事費=設計単価(注1)×設計数量+加算額総金額(注2)  
(注1) 設計単価=標準の市場単価×(1+S<sub>0</sub> or S<sub>1</sub> or S<sub>2</sub>/100)×(K<sub>1</sub>×K<sub>2</sub>)  
(注2) 加算額総金額=加算額×使用数量

3. 適用にあたっての留意事項

- 市場単価の適用にあたっては、以下の点に留意すること。
- 材料を含まない設置手間(機・労)の算出は、次式による。(境界杭・境界紙は除く)  
設置手間=[設置単価(標準の市場単価)×加算率×補正係数]-材料費
  - 視線誘導標の規格・仕様の留意点は、以下のとおりである。
    - 反射体材質：ポリカーボネートおよび同等品。
    - 支柱材質：鋼管、樹脂および同等品。ただし、アルミは除く。
  - 根巻き基礎一体型の境界杭を用いる場合には、「根巻き基礎無し」の価格を用いる。
  - 道路紙の規格・仕様の留意点は、以下のとおりである。
    - 設置幅：本体の寸法ではなく、道路上に設置したときの幅である。

表2.10 加算率・補正係数の数値(撤去工)

区 分	記号	視線誘導標	境界杭	道路紙	車線分離標	境界紙
加算率	施工規模	S <sub>0</sub>	(30本以上) 0%	(30本以上) 0%	(30個以上) 0%	(30枚以上) 0%
		S <sub>1</sub>	(10本以上 30本未満) 20%	(10本以上 30本未満) 20%	(10個以上 30個未満) 20%	(10枚以上 30枚未満) 20%
		S <sub>2</sub>	(10本未満) 30%	(10本未満) 30%	(10個未満) 30%	(10枚未満) 30%
補正係数	時間的制約を受ける場合	K <sub>1</sub>	1.20	1.20	1.20	1.20
	夜間作業	K <sub>2</sub>	1.50	1.50	1.50	1.50

(注) 施工規模加算率 (S<sub>1</sub>) 又は (S<sub>2</sub>) と時間的制約を受ける場合の補正係数 (K<sub>1</sub>) が重複する場合は、施工規模加算率のみを対象とする。

2-4 加算額

(1) 加算額の適用基準

表2.11 加算額の適用基準

規格・仕様	適用基準	単位	備考
視線誘導標	防塵型 (プロペラ型)	反射体 径 φ100以下 反射体 径 φ300	面 対象数量
	さや管	面 対象数量	

(注) 防塵型(プロペラ型)の加算額は、反射体1面当たりの単価であり、両面防塵型を使用する場合は、視線誘導標1本当たり2面分を加算する。

2-5 直接工事費の算出

直接工事費=設計単価(注1)×設計数量+加算額総金額(注2)  
(注1) 設計単価=標準の市場単価×(1+S<sub>0</sub> or S<sub>1</sub> or S<sub>2</sub>/100)×(K<sub>1</sub>×K<sub>2</sub>)  
(注2) 加算額総金額=加算額×使用数量

3. 適用にあたっての留意事項

- 市場単価の適用にあたっては、以下の点に留意すること。
- 材料を含まない設置手間(機・労)の算出は、次式による。(境界杭・境界紙は除く)  
設置手間=[設置単価(標準の市場単価)×加算率×補正係数]-材料費
  - 視線誘導標の規格・仕様の留意点は、以下のとおりである。
    - 反射体材質：ポリカーボネートおよび同等品。
    - 支柱材質：鋼管、樹脂および同等品。ただし、アルミは除く。
  - 根巻き基礎一体型の境界杭を用いる場合には、「根巻き基礎無し」の価格を用いる。
  - 道路紙の規格・仕様の留意点は、以下のとおりである。
    - 設置幅：本体の寸法ではなく、道路上に設置したときの幅である。

P. 133  
VI-2-⑨-7

第VI編  
土木工事標準  
単価・市場単  
価

第2章  
市場単価

⑨道路付属物設  
置工

改訂（新）

現行（旧）

2-3 加算率・補正係数  
(1) 加算率・補正係数の適用基準

表2.4 加算率・補正係数の適用基準

区分	適用基準	記号	備考
加算率	標準	S <sub>0</sub>	全体数量
	1 工事の施工規模が標準より小さい場合は、対象となる規格・仕様の単価を加算率で加算する。	S <sub>1</sub> S <sub>2</sub>	
	通常勤務すべき1日の作業時間(所定労働時間)を7時間以下4時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K <sub>1</sub>	
補正係数	現場条件Iにおいて、法面垂直高さが20mを超え、30m以下の場合	K <sub>2</sub>	対象数量

(2) 加算率・補正係数の数値

表2.5 加算率・補正係数の数値

区分	記号	現場条件		
		I	II	III
加算率	S <sub>0</sub>	(200m以上) 0%	(200m以上) 0%	—
	S <sub>1</sub>	(100m以上 200m未満) 10%	(100m以上 200m未満) 10%	—
	S <sub>2</sub>	(100m未満) 25%	(100m未満) 25%	—
補正係数	K <sub>1</sub>	1.10	1.10	1.15
	K <sub>2</sub>	1.15	—	—

(注) 施工規模加算率(S<sub>1</sub>)又は(S<sub>2</sub>)と時間的制約を受ける場合の補正係数(K<sub>1</sub>)が重複する場合は、施工規模加算率のみを対象とする。

2-4 直接工事費の算出

直接工事費=設計単価(注)×設計数量  
(注) 設計単価=標準の市場単価×(1+S<sub>0</sub> or S<sub>1</sub> or S<sub>2</sub>/100)×(K<sub>1</sub>×K<sub>2</sub>)

2-3 加算率・補正係数  
(1) 加算率・補正係数の適用基準

表2.4 加算率・補正係数の適用基準

区分	適用基準	記号	備考
加算率	標準	S <sub>0</sub>	全体数量
	1 工事の施工規模が標準より小さい場合は、対象となる規格・仕様の単価を加算率で加算する。	S <sub>1</sub> S <sub>2</sub>	
	通常勤務すべき1日の作業時間(所定労働時間)を7時間以下4時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K <sub>1</sub>	
補正係数	現場条件Iにおいて、法面垂直高さが20mを超え、30m以下の場合	K <sub>2</sub>	対象数量

(2) 加算率・補正係数の数値

表2.5 加算率・補正係数の数値

区分	記号	現場条件		
		I	II	III
加算率	S <sub>0</sub>	(200m以上) 0%	(200m以上) 0%	—
	S <sub>1</sub>	(200m未満) 10%	(200m未満) 10%	—
補正係数	K <sub>1</sub>	1.10	1.10	1.15
	K <sub>2</sub>	1.15	—	—

(注) 施工規模加算率(S<sub>1</sub>)と時間的制約を受ける場合の補正係数(K<sub>1</sub>)が重複する場合は、施工規模加算率のみを対象とする。

2-4 直接工事費の算出

直接工事費=設計単価(注)×設計数量  
(注) 設計単価=標準の市場単価×(1+S<sub>0</sub> or S<sub>1</sub> or S<sub>2</sub>/100)×(K<sub>1</sub>×K<sub>2</sub>)

3. 適用にあたっての留意事項

市場単価の適用にあたっては、以下の点に留意すること。

- ロープ足場費用を含む。
- グラウト注入材の配合は以下を標準とする。

	ポルトランドセメント	水(W/C)	混和材
重量配合比	1	0.5 ~ 0.55	必要量
1㎡当り配合	1,230 kg		

(3) グラウト注入材の1㎡当りの使用量は次式により算出する。

$$V = \frac{D^2 \times \pi}{4 \times 10^6} \times 1 \times (1 + K)$$

V: グラウト注入量 (㎡)

D: 削孔径 (mm)

K: ロス率 (0.4を標準とする)

(4) 法面垂直高さは、法面下部からの高さである。

(5) 鉄筋挿入工の施工単位 (m) は、削孔長を表す。

P. 152  
VI-2-⑭-4

第VI編  
土木工事標準  
単価・市場単  
価

第2章  
市場単価

⑭鉄筋挿入工  
(ロックボルト工)